

東住吉事件におけるB供述の分析 —放火供述の生成プロセス（2）—

脇 中 洋

1995年7月に大阪市東住吉区の住宅密集地で発生した火災は、娘Mの死亡保険金目当ての詐欺未遂および放火殺人事件（いわゆる東住吉事件）として母親Aと内縁の夫Bが立件され、2人には2006年11月最高裁で無期懲役刑が確定している。本件は放火を裏付ける物的証拠がなく、AおよびBの自白のみを証拠としている。特にBには大量の供述があり、その大半で放火殺人を認めて克明に犯行様態を記しているが、その供述には数多くの疑問点が指摘されている。

筆者は控訴審の段階から弁護団の鑑定依頼を受けて、B供述が「真犯人が体験を記した」ものか、「無実の者が犯人に扮して記した」ものかを明らかにするための供述分析を行なった。この鑑定書のうち、本稿では夫が自白に落ちた当日の供述を紹介して、自白の生成プロセスに関する評価を行なう。

キーワード：心理学的鑑定、供述分析、自白の生成プロセス

In July 1995, a house fire occurred and killed a girl in a residential area of Higashi-Sumiyoshi Ward, Osaka. Her mother and the mother's common-law husband were prosecuted for murder, arson and attempt of insurance fraud. The Supreme Court sentenced them to life imprisonment with labor in November 2006.

There was no physical evidence in this case, and the said sentence was only based on the suspects' confessions. Especially, the husband made many statements in which he admitted his committing the alleged arson and murder, but a lot of questions have been raised on his statements.

At the request of their defense counsel for an expert opinion as a psychologist, I analyzed husband's statements to determine whether they were true or not.

In this paper, I present the husband's statements in which he first confessed to the crime, and examine the generating process of confessions.

Key words : expert opinion as a psychologist, written statements analysis, generating process of confessions

本件は放火を裏付ける物的証拠がなく、AおよびBの自白のみを証拠としている。特にBには2ヵ月半の取調べ段階で自筆の自供書56通、員面調書33通、検面調書27通に及ぶ116通もの供述があり、その大半で放火殺人を認めて克明に犯行様態を記している。だが犯行供述通りに「ガソリン約7リットルを自宅ガレージに撒いてライターで着火すると、放火した者自身が全身火だるまになつて無事でいられるはずがない」等、その供述には数多くの疑問点が指摘されている。

筆者が提出した鑑定書（脇中2003）のうち、前稿までには否認時期供述の評価と、自白転落直後の供述を紹介している（脇中2006, 2007）。本稿では引き続きBが自白に落ちた当日の供述を紹介し、その評価を行なう。前稿までおよび本稿の鑑定書全体に占める箇所は、以下の目次の通りである。

目次

第一部 否認時期のB供述

I 被災者でも誤った記憶を想起しうる

- II 火災当日の供述
- III 7月30日の供述
- IV 否認時期供述の評価 (以上14号)
- V Bと取調べ側の間に成立していたコミュニケーション・パターン

【小括1】否認時期供述の非防御性

第二部 放火供述の生成プロセス

- VI 初期供述こそが重要
- VII 9月10日の自供書
 - 1. 9月10日の自供書に対する着眼点
 - 2. 最初の自白供述
 - 3. 取調べ側が感じたであろう自供書1通目の問題点
 - 4. 真実味に乏しい動機供述 (自供書2通目)
 - 5. 共謀過程の修正 (自供書3通目)
(以上15号)
 - 6. 直前の打ち合わせを結果にあわせて再構成 (4通目の自供書)
 - 7. 犯行直前のBの動き (5通目の自供書)
 - 8. 詳細な犯行手順が描かれた自供書6通目
 - 9. 放火に使用したライターの説明は、犯人である事を何ら示唆しない
 - 10. 否認時期の回想 (自供書8通目)
- VIII 9月10日の自供書の評価
 - 1. 最初の自供書に見られる作話性
 - 2. 変遷後の供述の起源は7月30日にある
 - 3. 偶然の出来事を逆行的に犯行と関連づける
 - 4. 犯行手順に関する自白の逆行的生成過程
 - 5. Aとの共謀は具体的やりとりが欠落している

【小括2】放火供述に見る逆行的構成
(以上本号)

第三部 放火供述の展開

- IX その後のB供述の展開
- X トピック別供述の変遷と展開
- X I 自白の展開時期供述の評価
- X II 発火後の供述の展開
- X III 第三者目撃供述の検討

X IV 火災後の説明供述に犯行の隠蔽が窺われるか

X V B龍晤の供述特性

【小括3】放火供述の作為性と非体験性
鑑定結論

6. 直前の打ち合わせを、結果に合わせて再構成 (自供書4通目)

(1) 当日の工事現場で「ふと」犯行を思い立つ
4通目の自供書(検235号証)では、犯行当日朝からのBの動きと、Aとの打ち合わせに関わるやりとりについて書き記している。

7/22は、朝7時頃、弁天町にある工事現場に仕事に行きました。この日は雨ふりでびしょびしょにぬれました。私が、早く帰るつもりになれば帰る事ができました。頭の中で、(マンションが9月にできる早くMをころして保険金を手に入れなければならぬ。)と、ふと思いました。

Bがびしょ濡れになる事が、放火の実行とどのような関係があるのか皆目不明だが、前日や前々日の雨については何の言及もない。しかし自供書によれば、半月前の7月5日には犯行の打ち合わせをしていたのであり、(それまでにも雨の日があった事はさておいても)いよいよ決行となれば、前日、あるいは当日朝にAと犯行について話し合って然るべきなのだが、この供述では、火災当日の仕事場において、犯行を「ふと」思ったとの事である。

こうした一貫しない表現が書き記されると言うこと自体が、これまでAと犯行の打ち合わせを交わしてきたことや、Bが放火の決行を思い立ったことが、いずれも実態がないままに作られたことを窺わせる。

(2) これが阿吽の呼吸か?

自供書でBは、放火当日に工事現場からAに連絡を取ろうとしたが、午前中は不在であり、昼頃になってAから携帯電話宛てに電話がかかってき

たという。否認時期のBは、火災当日に自宅へかけた電話については供述していたが、昼頃にAからかかってきた電話については供述していない。

B自身が火災当日の電話について、当初記憶が薄れていた可能性があることについては、第1章で述べた。Aからの電話についても、覚えていなかった可能性がある。だが取調べ側は、通話記録を調べる事によって、自宅からBの携帯電話にかけられていた事実をつかんだのであろう。Bが犯人ではなく火災当日Aと電話で何か特別な会話をしたのではない限り、この時のAからの電話を自発的に再生できなくても不思議はない。だが取調べ側は、Bが犯行の打ち合わせを隠蔽しているのではないかと疑ったと思われる。

そこでBが自供書に書き記した会話内容は次の通りである。

私は、今日Mをころすと意味をこめて、「前、言うとったやろ、今日、早くかえるで」とAに言うと、「私も、さきに風呂入っとくわ。」と、その日、Mをころす事に、あ、うんのこきゅうで、同意していました。

3枚目の供述で、7月5日に犯行手段についての説明をして以降、BとAは犯行について何も話していないと記していた。7月22日は、5日の打ち合わせからすでに2週間以上経っている。それにも関わらずBは「前、言うとったやろ、今日、早くかえるで」としか述べない。それにも関わらず、Aは現実離れした理解の良さを見せ、確認のための受け答えもないまま了解したかのように記されている。このあたりは、3枚目の供述でBが「この前の保険金の話やけどな」と持ちかけただけでAが了解した場面と同様に、Bが架空のやりとりを作りあげて供述した事を示唆している。

Bの発言の趣旨を理解したAは、「私も、さきに風呂入っとくわ」と同意したという。しかし、これまでの犯行の計画供述にあったAの役割は、Mを入浴させることであり、そうであるならば「私も、風呂を沸かしておくわ」と答えるべきところである。それなのになぜAが風呂に入らなくてはならないというのであろう。

Aは火災当日午前中の配達のアルバイト後に雨にぬれたため、また午後から来客があるために風呂に入ったという。このことは、火災当日の午後に家に訪れていたMの友人YMの供述の中にも、Aから聞いた話として言及されている（平成7年9月25日付・YMの検面調書）。

とすると、Aが火災当日入浴していたのは事実であり、また電話で実際にAがそのように話していたのかもしれない。このBの記憶を素材とし、Bが放火の決行を伝えるという犯行ストーリーの中にこうした事情を組み込んだために、Aが「風呂を沸かしとくわ」ではなく「風呂に入っとくわ」と答えたという供述になったのではないかととらえる余地がある。

だが、これまで供述した犯行の打ち合わせ経過から敷衍すると、Aが「私も風呂入っとくわ」と答えたならば、Bは「え？ なんでAが風呂に入るの？」などと戸惑うはずである。それを受けたAが「配達で濡れたり、それを理由に風呂を沸かしておいた方が不審に思われないから」などのやりとりが展開されるのならば、筋書きとしてはそれなりに成立しうる。

ところが自供書では、Aの「風呂入っとくわ」という発言のみで、さも通じ合えたかのように、阿吽の呼吸で同意したと書き記しているのである。ここで阿吽の呼吸云々を持ち出して、不十分なやりとりでも気持ちが通じ合えたとごまかしても、実際には通じ合う事など考えられない作為的でちぐはぐな受け答えを書き記している事実に変わりはない。

（3）「その時間に合わせてYさんを送って行く」 のは実は大変

Aからかかってきた電話で、その日M殺害を決行すると伝えた（つもりで供述した）Bは、次いでAから以下のように言われたと書き記す。なおYさんとは、Mの通う小学校の友人である。

Aは、又、「Yさ（ん）が、今來てるから、車でおくって行くわ」と言っていました。「おれもだいたい4時ぐらいに現場を出るからなあ」と言いました。

毎日行っていた現場だから、4時に出たら、5時までに、家につく事は、Aも、わかりきった事で、その時間に合わせてYさんを、送って行く事も私とし(て)もわかつっていました。

ここまで電話でのやりとり自体は、Bが「今日早く帰る」と伝え、Aは「先に風呂に入っておく」とことと「Yさんを車で送る」ことを伝え、さらにBは「4時くらいに現場を出る」旨を告げただけである。これらの会話そのものが実際の記憶に基づいていたとしても、お互いにその日の行動予定を相手に伝えているに過ぎず、犯行に直接結びつくものではない。

しかしこれらの会話によって、BがM殺害を伝えてAがそれに同意した事と、Bの帰宅時間に合わせてAがYさんを送って行く打ち合わせが成立したかのように記されている。

ここでYさんをBの帰宅時刻に合わせて送つて行くとは具体的にどのようなことを意味するのか以下に検討する。

Bが帰宅時刻を知らせる意味で4時くらいに現場を出ると伝える事によって、Aが「5時までに」帰宅するだろうと了解することは、一見すると特に不自然に思われない。だがそれはあくまでBの帰宅を待つ者が「遅くとも5時までに帰る」事を把握して無用な心配をしないために伝えられている場合である。

もしAが「Bが帰るまでにYさんを送り終える」つもりでいたのだとしたら、Bの帰宅時刻が「遅くとも5時」ではなく、逆に「早ければ」何時になるのかを把握し、それに合わせてYさんを送りに行かなければならない。そうであるならば、Aは「5時までに帰宅する」と了解するのではなく、例えば「早ければ4時半頃に帰宅する」と了解したものとして、Bは記述すべきところである。

Bのその後の供述を先取りするならば、Bの帰宅時刻に合わせてAがYさんを送りに行くということは、Bの帰宅時にAら3人が自宅にいない状態を作り出し、Bが家族に見られないうちに車からガソリンを抜き出すことができるようになるための時間の調整を考える事もできる。(この場合、

Yさんを送るにあたって、AがMやSも連れ出す旨を電話でも述べる必要があるが、供述では言及されていないことは、ここではひとまず不間に付す事にする。)

そうであるならば、Bが「遅くとも」5時までに帰る事を把握して、その時間帯に合わせて「Yさんを送りに行く」という大雑把な打ち合わせで、子どもの目撃を回避する事などできない。子どもの目撃回避のためには、Bが「早ければ何時に帰ってくるか」を把握してその時刻よりも前に家を出ると共に、Bの帰宅が「遅ければ何時になるか」を把握し、その時刻よりも後になってから帰宅しなければならない。この「何時から何時までは家を出ていなければならないのか」を最大限に見積もらなければ、目撃回避はできないのである。

そこでまずBが工事現場を4時頃出れば、「早ければ」何時に帰宅する可能性があるかを把握しなくてはならない。ここで4時半までに帰る可能性があれば、その前にはYさんを送りに家を出なくてはならない。その後、Bが「遅くとも5時までには帰宅する」のならば、Aら3人はそれよりも遅れて帰宅時刻を調整しなければならない。

その際、ガソリンの抜き取りの所要時間を加味しなければ目撃回避を図れないのだから、Aもガソリン抜き取りにかかる時間を知っておく必要があるのだが、こうした打ち合わせに関する供述は皆無である。また、Bが帰宅途中に給油し、手押しポンプを購入する予定である事も伝えた方が正確な時間調整が図れるはずだが、そのようなやりとりの記述もない。

ともあれBがガソリンを抜き取ってそれを隠し終えるであろう時刻のうち最も遅いのは何時かを把握して、それまでAら3人は帰宅しない事によって、Mや弟のSがBのガソリン抜き取り場面を目撲してしまうという事態をようやく回避する事ができるのである。(あるいは逆にAら3人がYさんを送り終えて帰宅する時刻を前もって伝えて、それまでにガソリン抜き取りをBに遂行させておくという方法もありうるが、供述でBとAの間にそのようなやりとりは一切見られないので検討する事は控える。)

となると、Bが最も遅く帰宅する5時にガソリ

ン抜き取り時間を加えた5時以降になってからでないと、Aら3人は帰宅する事はできないはずである。こうした判断を実際にAがするならば、Bの実際の帰宅時刻がこの時点で未知であるのだから、現実的に考えると「4時半にはYさんを送りに家を出て、5時過ぎまでは帰宅できない」ことになる。

ところがこの供述でAは、「4時ころ現場を出る」と聞いただけで、Bの帰宅時刻に合わせてYさんを送りに出ることが可能であるかのように書かれている。結果的にBの実際の帰宅時刻は4時40分頃であり、Aら3人はその後間もなく（7月22日の供述で「車内のそうじをして2分位」、7月30日の供述で「車の中で整理をして2、3分後」）帰宅しており、少なくとも5時以降の帰宅ではない。

こうした経緯を見る限り、子どもらの目撃を回避し、家族がいない間にBが帰宅してガソリンを抜き取るための打ち合わせなどは一切できていなかった事は明らかである。そもそもYさんが火災当日に遊びに来ていたこと自体、偶然の出来事なのであるから、結局のところ昼頃の電話では、その日のお互いの行動予定を大まかに伝え合ったところに、犯行の筋書きを埋め込んだに過ぎないものである。

（4）興奮の余り店を忘れるか

その後Bは4時5分に現場を立ち、給油のためにガソリンスタンドに寄ってから、近鉄の高架沿いの店で手押し式の給油ポンプを購入したという。

現場を出た時刻や、帰途ガソリンスタンドに立寄ったことは、7月30日の否認時期供述の通りである。ただ最初の自白供述の1通目で「ガソリンをぬいてポリタンクに入れておき」と述べているが、ガソリン抜き取りに使用した手押しポンプを購入した話は、この4通目で初めて出てくる。

1通目の自供書で述べた犯行手順に従って、取調べ側はポリタンクや手押しポンプの所在を確認し、自宅に手押しポンプがなかったことから、手押しポンプ購入に関する供述が必要となったのであろう。Bはガソリンスタンドから帰宅する途中

で、手押しポンプを購入したと供述している。だが買った店については覚えていないと次のように記す。

かった店や、ポンプのねだんについては、Mをころす直前でたいへん、こうふんしていましたので置（買）った事はまちがいないけど、どんな店だったかは、あまりおぼえていません。でも連れていってもらえば、どの店でかったかは、はっきりおもいだせると思います。

Bが実際にこの日手押しポンプを買っていて、それでも店の名前や手押しポンプの正確な値段を記憶に残していないかったとしても格別不思議ではない。だがどんな店だったかについては、ポンプが店のどのあたりにあったとか、店の入口の形状やレジのある場所など、体験者なりに何らかの描写はできるはずである。それにも関わらず、興奮していたことを理由に覚えていなかったという。

それほど記憶が薄いのであれば、たとえその場所に出向いたとしても、どの店だったかは結局思い出せないかもしれない。しかしBは、連れて行ってもらったたらはっきり思い出せると思うのである。

心理学では記憶した対象を自発的に想起して説明する事を再生と言い、記憶すべき対象を提示されて、そこで想起する事は再認と言う。ここでBは、興奮していたので再生できないが再認はできると思うと述べている事になる。

我々の記憶において、再生はできないが再認はできるという場合がしばしばあるのは事実である。しかし、店の名前や正確な値段に関してこうした事態が該当することはありうるが、ふだんから通りかかっていた道沿いにある店に立寄っておきながら、どんな店か覚えていないと述べ、その一方で出向いてみればはっきり思い出せるという感覚を抱くなどという事はおよそ考えにくい。このあたりは、実際には近鉄高架沿いの店で手押しポンプを購入していなかったと疑う余地がある。

Bにとってポンプを購入したという近鉄高架沿いは、車でしばしば通りかかる事があった場所な

のであろう。そうであれば、手押しポンプを売っている店を、ある程度推測する事ができる。だが実際に出向いて手押しポンプを売っているとの確認が取れるまでは、不用意に店を特定して手押しポンプは取り扱っていないことが判明したら困るので、「連れて行ってもらったらわかる」という記述をしたのかもしれない。

(5) 「留守電」と「話し中」の大きな違い

なお自供書では、ポンプ購入後に自宅に帰りつくまで、電話をしたと、次のように述べる。

AがYさんを送りおえたか、確認するために、けいたい電話で何度か家に、電話をしましたが、るす電か、話し中かで、つながりませんでした。

Bは7月30日の供述書（19枚目）で、火災当日自宅に4回電話しており、そのうち夕方に電話したのは4時10分頃と4時15分頃の2回だが、いずれも留守電だった旨を記しており、ガソリン給油後4時40分頃に帰宅するまでは自宅に電話をしていないと述べている。

上に示した9月10日の自供書（4枚目）では、4時30分頃のガソリン給油と手押しポンプ購入を済ませてから帰宅するまでの間に、何回か自宅に電話をかけたと述べている点で、違いを見せていく。

また上の供述では電話をかけたものの、留守電か話し中かでつながらなかったという。もしBが「もうすぐ帰る」ことを伝える目的で電話をかけたがつながらなかったというのであれば、それが留守電だったか話し中だったかは大した違いはない。間もなく帰宅するとAに伝えられなかつた事を意味するに過ぎない。

だが供述による電話の目的は、Yさんを送り終えたかどうかを確認するためだったという。電話の目的がそうであるならば、留守電か話し中かでBの対応は大きく異なるはずである。留守電なら「まだYさんを送りに行っている」とわかり、話し中なら「もうYさんを送り終えて帰宅している（あるいはまだ送りに行っていない）」という事に

なる。それに応じて取るべきBの行動も左右されるはずである。このためBが帰宅直前に実際にAの動向を探っていたならば、こうした重大な違いをもたらす留守電か話し中かの違いは記憶の上でも供述する上でも峻別されるはずである。

それにも関わらず、両者を並置させて「るす電か、話し中かでつながりませんでした」と単に電話がつながらなかったことのみを記憶して書き記すあたり、Bの実際の体験としては帰宅時のAの動向にさほど注意を向けていなかったことを露わにした表現と言えよう。

(6) 半月前に打ち合わせておきながら、当日になつてあらゆる準備を始める

こうして4枚目の自供書を検討すると、犯行を決意したのが「火災当日の仕事を始めて雨に濡れてから」であり、それから初めてAに決行を伝えようとした事がわかる。しかもその際の電話のやりとりは、犯行の打ち合わせとして必要な会話内容を伴つておらず、さらに犯行に必要な手押しポンプの購入もしていなかつた事になる。

火災当日にBが放火の準備として行なつた「Aとの連絡」「ガソリンを満タンに給油」「手押しポンプ購入」「子どもに目撃されないようにしてガソリン抜き取り」のうち、当日でなければならぬのは、「Aとの連絡」のみである。

事前に手押しポンプを購入しておけば、前もつて別の日にガソリンを満タンに給油した上でポリタンクに抜き取つて保管可能であるし、何も火災当日にMやSに見られないようにAら3人を外出させる必要もない。むしろその方が、幾つもの犯行につながる不審な動きを火災当日になつてから行なうことなく手早く放火を遂行できるし、B自身の負担も軽減されるであろう。

このようにBが行なつたという放火のための手順を見つめると、まるでBは火災当日になつて初めて放火を思いついたかのように、Aに連絡を取り必要な準備を始めている。しかし1枚目あるいは3枚目の自供書に書き記したように、Bは火災の半月前から犯行方法をAに伝えていたというのである。犯行が計画的である割に、具体的な準備

については不可解なほど段取りが悪く、まさに泥縄式としか言いようがない。

その後の供述で、Bはこの段取りの悪さを「ポンプをまだ手に入れてなかったことを取っても、やる気のなさがわかってもらえると思います」(9月23日付員面調書：検165号証)と述べている。だが供述された犯行手順を現実的に検討する限り、Aとの連絡は犯行に必要な会話を満たしておらず、手押しポンプを購入した際の体験に基づく店の特徴をあげる事ができないなど、実際には犯行など行なっていない者がその筋書きを想像で構成している徵候が示唆されているのであって、後の供述で犯行に対する「やる気のなさ」を持ち出して取り繕ったところで、供述の非体験性が覆るわけもない。

7. 犯行直前のBの動き（5通目の自供書）

9月10日5通目の自供書（検236号証）は、Bが帰宅してからMが入浴するまでの間に、Bは何をしていたのかについて記述している。

否認時期の供述では、Aら3人が帰って来た時点で一足先に帰宅していたBは、入庫させた車中で整理をしており、3人に続くようにして室内に上がったとしている。そこでAが「お風呂入りやー」と言ったのを受けて、Mが入浴したとの事である。

ところが1通目の自供書では、帰宅したAにBは車中から「今からつけるぞ」と合図を送って、室内に上がったことについては記されないまま、ガソリンをポリタンクに抜き取って、Mが入浴するのを待ってからガソリンをまいて火をつけた旨を記していたことは先述した。

これが5通目の供述になると、否認時期に供述していた各時点の家族の動きや位置をそのまま踏襲する形で書き改めている事がわかる。しかし犯行手順について、否認時期供述の家族の動向に合わせて再構成してみても、以下に示すような疑問点は払拭し切れていない。

(1) ポリタンクの置き場所を忘れ、手押しポンプの置き場所には言及しない

5枚目の自供書では、Bが帰宅して車を入庫し

た後や、Aらが帰宅した後の玄関出入口の施錠については言及されていない。Bは入庫後に車からガソリンを抜き取るにあたって、車庫に置いてあった空の18L入りポリタンクを使用したという。だが抜き取ったポリタンクの置き場所は覚えていないと次のように述べる。

ぬいたガソリンについては、車の中に入れたか、車の後にかくしたか、しましたが、あまりのこうふん状態だったので、はっきりおぼえておらず、よくおもいだしておきます。とにかく、今からMをころすと思うと、心ぞうがドキ、ドキ、して、今までにけいけんした事のないこうふん状態でした。

このように、Bは興奮の余りポリタンクをどこに置いたか覚えていないというのである。一般に情動が亢進している際の記憶の特徴は、注意を向けている対象への記憶は高まり、周辺的記憶が乏しくなる事が知られている事はすでに述べた。「ポリタンクにガソリンを抜き取ってそれをどこかに隠す」というB自身の行為は、Bの記憶に残りやすい中心的な行為そのものである。それにも関わらず、覚えていないということは考えにくい。

むしろ「エンジンをかけたままにしていた」とか、「どこでエンジンを切ったのか」という記憶の方が周辺的な行為であり、覚えていない可能性が高い。

しかも隠した場所は「車中か車の後ろか」というのである。車中に隠したのだとすれば、隠した時点とガソリンをまく時点のそれぞれで、ドアやハッチの開閉という行為とそれに伴う音が生じ、単に「車の後に置く」場合との間で記憶が混同することは考えにくい。

さらに、ガソリンを抜き取るために「ポンプを給油口につっこんで」用いたはずの手押しポンプに至っては、その後そこには存在していなかったかのように、その後どうしたのかについての供述が欠落している。

Bが犯人であれば、どのような手順でガソリンを抜き取り、その後給油口の蓋や手押しポンプ、

ポリタンクをどう扱ったのかについて体験記憶に基づいて順次供述することは、たとえ興奮状態にあったとしても自分自身の手でガソリンを抜き取ったのであるから、さほど困難とは思われない。特に手押しポンプの事後処理についての供述が抜け落ちたことは、すなわちBが犯人に紛して犯行を想像で記述した可能性をさらに示唆するものである。

(2) 都合よく妻子が帰宅する

「Bの帰宅に合わせてYさんを送りに行く」ということを現実的に検討すると、Aら3人はBがガソリンの抜き取りにかかる時間を見込んでもっと遅く帰宅するはずである事は、前段で述べた。つまりBとAはガソリン抜き取りを子どもに目撃されないことを目的に帰宅時刻を調整していたわけではないことも明らかである。従って次のようにAら3人が帰ってきたのは、偶然の結果ということになる。なおSとは被害者Mの弟である。

タンクをかくしおえた頃、Mと、SをつれてAが帰ってきました。

このようにAら3人は、Bがガソリンを抜き取って間もなく、まるで計ったかのようにタイミング良く子どもを連れて帰宅している。しかしこれはあくまで偶然の結果である。ということはBが真犯人である限り、ガソリンを抜き取る時点で「子どもはいつ帰って来るのか。もしガソリン抜き取りの最中に帰宅して子どもに目撃されたらどうしよう」と気にかけながら抜き取り作業をするはずである。また、結果的に目撃されずにガソリン抜き取りを終えた時点では、少なからず安堵するはずである。

ところがBの供述では「今からMをころすと思うと心ぞうがドキドキして…」と書くばかりで、犯人であれば当然気になって仕方がないであろう子どもからの目撃回避について何ら言及しない。まるでAら3人の帰宅はBのガソリン抜き取り後であった事がすでに自明のごとく書き記すのである。

このような供述を書き残している事も、Bの帰

宅後間もなくAら3人が帰宅したという事実を前提として、後から犯行を組み込んでいったために、実際にガソリンを抜き取った犯人であれば体験上その過程で当然抱くはずの心情を欠落させた逆行的構成による作話とみなさざるを得ない。

(3) Bは車中で待っている必要がない

ガソリンを抜いたポリタンクを隠し終えたBは、間もなくAら3人が帰ってきた時点で車の中にいたという。

私は、火をつける役ですので、車の中で3人が先に入るのをまっていました。

Aら3人が帰宅した時にBが車の中にいたことは、否認時期の供述でも明らかにされている。しかし否認時期の供述では、車内の掃除または整理のために車の中にいたと述べている。

それに対して5枚目の供述では、「火をつける役」なので、車の中にいたと供述している。しかし、Bがその後室内に上がってMの入浴を確かめてからガソリンをまいて放火するのであれば、火をつける役割の人間だからといって、車の中に留まる理由など何もない。

それではなぜこうした不合理な供述を書き記したのか。おそらくこれは、1枚目の自供書で車の中に残って「今からつけるぞ」とAに合図を送り、Aら3人が室内に上がってMがシャワーを使い始めたのを待って、ガソリンをまいて放火したという供述の名残りなのであろう。

1枚目の供述のように、Bは帰宅後1度も室内に上がらないまま、Mの入浴を待って放火したのであれば、Aら3人が帰宅した時点で「火をつける役ですので車の中で3人が先に入るのをまっていました」と供述してもおかしくない。

しかし1枚目の供述を取調べ側が検討したところ、Bは帰宅後室内に上がることなく放火したかのように記されていることが明らかとなり、供述を書き改めるように求めたと思われる。その際、「Aら3人の帰宅時点でBが車中にいた」「Aら3人に引き続いて室内に上がった」という否認時期の供述に合わせて、犯行の筋書きを構成する事をB

に求めたのであろう。

その結果、BとAら家族4人の動きについては、否認時期の供述に符合する形で5枚目の自供書を書き記してはいるものの、そのような行動を取った理由づけについては、1枚目の供述書の内容を引きずったままとなってしまったものと思われる。

いずれにしても、Bが「Aら3人の帰宅時点で車中にいた事」や、「Aら3人の後から室内に上がった事」は偶然の出来事であって、それはたとえBが放火犯であったとしても、犯行に結び付く行動ではないという点で何ら変わりはない。Bは既にポリタンクを隠し終えているのだから、Aら3人の帰宅を待たずにBが室内に上がったとしても、犯行には一向に差し支えないはずである。

しかし、Aらが帰宅した時点のBの動向を「犯行直前の行動」としてとらえている取調べ側は、Bの取った行動をことごとく犯行に関連づけて解釈していったのであろう。こうして残された1枚目の自供書と5枚目の自供書の間に見られる大幅な変遷、修正されたはずの5枚目の自供書に残ってしまったBの行動の不合理性は、実際に放火を実行した犯人の供述としてはおよそ理解する事ができない。実際には放火をしていない者が、実在した出来事の中に実在しない犯行の筋書きを組み込もうとした痕跡を見る事によって、初めて了解する事ができるのである。

(4) 「先に入れ」という合図は必要ない

1通目の自供書で、Aら3人の帰宅時にBが車の中から合図を送ったという趣旨の供述は、5通目にも次のように引き継がれている。

私は、先に入れと言う気持をこめて、目で合図して、中に入らしました。

1通目の自供書では、「今からつけるぞ」という合図を送ったと記しており、そのような合図を目を用いて行う事など現実には考えられないことは既に述べた。5通目の自供書では、同じ日に書かれた供述であるにも関わらず、合図によって伝えた内容が、「今からつけるぞ」ではなく「先に

入れ」へと変遷している。

1通目の供述は、Bがガレージに留まつたまま放火したという趣旨の供述であり、帰宅したAに放火の意思を伝えるために「今からつけるぞ」という合図を行なっていた。5通目の供述では、Bが一旦室内に上がる事を前提に供述が修正されたために「今からつけるぞ」という合図では辻褄が合わなくなり、家族の帰宅後の行動に符合させる形で「先に入れ」という合図を対応させたものと見る事ができる。

しかし、そもそもポリタンクは既に隠し終えているBが、Aら3人よりも後から室内に入らなければならぬ理由は何もない。Aら3人が雨の中を帰宅したら、車の置かれた玄関兼ガレージを通ってそのまま室内に上がるしかないわけで、Bがわざわざ合図しなくともAら3人は部屋に上がつたであろう。仮に子どもらがBに話しかけ車に入ろうとしたとしても、それはそのままやり過ごせば済む事である。あるいは、Aら3人が車の脇を通り抜けようとした際に、Bが運転席のドアを開けようとして進路をふさぐ形になったために、Bが先に入らせるように促すこともありうるが、いずれの場合でもAら3人を先に室内に入らせる行為は、犯行につながる行為とは一切無関係である。

また「今からつけるぞ」という意図をAに伝えるのであれば、子どもらにその意図が察知できない合図を交わす必要があるが、「先に入れ」という意図を伝えるにあたって、BとAの間にしか伝わらない合図を用いる必要もまったくない。

こうして「先に入れ」という合図について現実的に検討してみると、1通目の自供書にある「今からつけるぞ」という合図がBの思い違いであって、実際にはBが「先に入れ」という合図をしたと解釈する余地はないことが明らかとなる。

取調べ側は、1通目の供述を5通目で「Bが一旦室内に上がる」という趣旨に修正させるにあたり、既に記していた合図についても5通目の自供書に引き継ぎ、その上で合図の内容も場面に見合ったものに改変させようとしたのであろう。しかしこうした試みが、却って実際には合図などありえなかったことを露呈することになったのであ

る。

なお次の自供書6通目でも合図について言及しているが、「私がAに目で合図を送りました。」とのみ言及されていて、何のメッセージを送ったのかについては書かれていません。取調べ側はあくまでも合図を送った事に拘泥していた事が窺われる供述である。

(5) パンツ一枚=「入浴を装う」

ここまで自供書で検討してきた火災直前のBの行動は、否認時期の供述に基づいていた。基本的に、否認時期に述べたBの行動の中に事前の共謀やガソリンの抜き取り行為等の犯行を組み込む事によって、自白供述が展開されている。しかし、Bの行為の中で「消火活動」「M救出の試み」等の被災者である事を示唆する行為については、犯行に関連が無く虚偽であるとみなされたためか、消失していた。

Bが車からの出火後にパンツ一枚の姿で家を飛び出した事も、被災者である事を示唆する行為である。Bがパンツ1枚姿であった事自体は、近隣や消防隊の目撃供述からも明らかであり、さらにMが搬送された病院においてもしばらくそのままの姿であったと思われ、この事まで虚偽とみなす事まではできなかったのである。

それでも「Bが放火の犯人であるに違いない」という前提に立つと、「被災者である事を示唆する行為」は「被災者である事を装った行為」として解釈される事になる。パンツ1枚姿であった事は「入浴を装った」と捉えられ、あくまで犯行に及んだ人間がそれを隠蔽する行為として供述しているのである。なおBのその後の自白供述に対して、Aの1審判決では玄関から飛び出して屋根の上に上った行為についても、被災者を装って犯行を隠蔽するための「わざとらしいパフォーマンス的行動ではないかと疑う余地さえ出てくる」としている。

だが実際にパンツ1枚になってガソリンに火をつけるという行為を想定すると、自ら火傷を負う可能性の高い極めて危険な行為を行なった事になる。Bが撒いたガソリンの上に腕を伸ばしてライターで着火したという供述と、髪の毛の右側部分

が熱によって焼けていたという事実を併せて考えると、こうした行為によって同時に腕などの体毛も焼けて然るべきであろう。それが、たまたま運良く頭髪の一部が焼けるだけで済んだとしても言うのだろうか。Bはガソリンに着火するとどうなるかについて、無知だったと言うのだろうか。

しかも否認時期の供述において、Bは仕事でガソリントーチを用いており、ガソリンの燃える状態について一定の知識を有していると述べている。またガソリンを燃やすとあっと言う間に燃え上がり、車に燃え移ると爆発するという認識を随所に示している。こうしたガソリンが発火した際の危険性を認識しているのであれば、カムフラージュのためにパンツ一枚姿になる事を計画するよりも、着火用の棒でも用意して身の危険を回避する策をとるべきにも関わらず、無謀な行為をそのまま実行に移したことになる。

更に、真犯人が計画的にパンツ一枚になって家を飛び出すという事は、近隣の者、警察や消防隊の目を意識して欺くことを意味しているのである。しかしそのような格好でいる事はそれだけ人目につきやすくなり、真犯人が自分の真意に反して被災者を装い続ける負担がむしろ増す事にもつながる。こうした被災者を装い続ける負担と、放火行為に伴う危険性を合わせて背負うという選択を真犯人が取るかどうか、かなりの疑問を抱かされるところだが、そうした理由づけをしない限り、Bが被災者ではない事を説明できないのである。

(6) その後の放火に不可欠なライターについて 言及がない

なおBがパンツ一枚になったのは「Mが風呂場に入ってから」との事である。そしてMの使うシャワーの音を聞いてから、Bは車の所に行ったという。Bの行動に関する5枚目の供述はここまでだが、その後Bはいよいよガソリンを撒いて火を付ける行為について供述する事になる。

後の供述から、Bはライターを使って撒いたガソリンに着火したという。実際にそうであるのならば、「パンツ一枚になって、手にはライターを握って車の所に行きました」とでも供述すべきところである。だがここでは「パンツ一枚で車の所

に行った」と供述するばかりで、その後放火に不可欠なライターについての言及はない。また、真犯人であれば、ライターを持ってガレージに行く時点でSに目撃されないか、その様子が気になるところであるが、そのことにも一切触れていない。

もし犯行の段取りを組んで実際に放火という実行行為におよんでいるのであれば、この時点で着火に必要なライターについての供述は不可欠であろう。次の6通目の自供書では、こうした疑問を解消するかのようにライターについて書き加えてはいる。しかしBが5通目の自供書で「パンツ一枚で車の所へ行きました」と犯行手順を詳細に書き記している時点で、「ライターを手にした」「Sの様子が気になって見た」という体験した者ならば述べて然るべき記述を欠落させている事は、すなわち犯行手順を想像と理屈によって作話していた可能性を示唆するものである。

8. 詳細な犯行手順が描かれた自供書6通目

この日6通目の自供書（検237号証）では室内の見取図を描き、犯行に関連する位置に番号を振った上で、図の上下に細かい字でびっしりと、犯行手順を書き記している。以下順を追って検討するが、自供書引用中の通し番号は本文の小見出し番号とは関連がないので注意されたい。

(1) ガソリンを入れたポリタンクの保管場所

6通目の自供書でBは、ガソリンを抜き取った後の置き場所について次のように記している。

①は、水色の空のポリタンクがおいてあり、②の所（車の給油口の傍ら）にもっていきポンプでぬいたガソリンを底から20cmぐらい入れた。その後ポリタンクを車の中か車のうしろにかくした。（ ）内は鑑定人による注

ポリタンクの置き場所については、5通目の自供書と同様に定まらないままであった事がわかる。なおポリタンクの置き場所とは、Bがガソリンをポリタンクに抜き取った後、Aら3人が帰宅し、その後Bがガソリンを撒いて放火するまでの

当面の保管場所についての事である。つまりガソリンを入れたポリタンクを「隠す」とは、SとMの目に留まらない場所で、ガソリンを撒く際に手早く出せる場所であれば良い事になる。

そうであれば、Bはポリタンクをわざわざ隠す必要があったのだろうか。普段からポリタンクはガレージの水槽の傍らに置いてあった事は、7月30日の供述でも明らかになっている。従ってポリタンクをいつもと違う場所に隠して普段置いてあった場所に見当たらない状態を作り出す方が、却って不審さを増す事になる。つまりポリタンクは隠すべきものではなく、元々置いてあった場所に戻すべきであろう。（その際、普段から空であったポリタンクにガソリンが入っている事が発覚する危険性もあるが、いつもの場所にポリタンクが無い方がよほど気付かれる可能性が高いだろう。）

それにも関わらず自供書で「車の中か後にかくした」と供述するということは、取調べ側が「犯人ならば犯行に関連する行為は隠蔽を試みたはずだ」という前提に立って「ガソリンを入れたポリタンクはどこに隠したのか」と聞いたことを窺わせる。Bはこうした発想の枠組みを受けて、この供述を残した事が推察される。

しかし真犯人であってもこの時点でポリタンクを隠す必要などまったくない。そもそも「ポリタンクをどこに置いたか忘れた」というBが、「隠した」事だけを明らかにしている供述を残すという点には、体験に基づかない行為を作話している可能性が強く窺われる。

(2) M入浴までのBの行動

7月30日の供述書10枚目の図では、Aら3人が帰宅して6畳間に上がりBが最後に部屋に入った時の居場所は、衝立の前となっている。そこでBはMが入浴の準備をする様子を見ながら、パンツ1枚になった経過を次のように記している。

(7月30日供述書10枚目)

私は、作業ズボンとTシャツをぬぎながらこれ（Mの行動）を見ていた。その時妻はTVの前にすわって私と雑談をしていた。Sはそのへんでちよろちよろしていたと思う。雑談

んの内容は忘れました。Mは、私がパンツ1枚になった頃、押入の前にふろの用意をおいて、風呂に入った。そのうちにシャワーの音がしていた。私は、ついたての外がわに妻の方を向いて立ち、ついたてに手をかけて雑談をしていた。妻と雑談をしていたのは5分ぐらいだったと思う。（下線は鑑定人が付記）

否認時期の供述では、Bは衝立の所でMが入浴の準備をするのを見ながら、Aと会話を交し、同時に自分も服を脱いでいた事がわかる。供述は、その後発火に気づいたと続く。ところがこの日の自供書5通目では、次のように記述している。

（9月10日自供書5通目）

3人につづいて中に入りました。中に入ってからは、AがMを風呂に入れるのをまちました。火付け役の私は、火をつけた事をうたがわれないように、入浴をよそおい、はだかになろうかとも思いましたが、パンツ一枚になりました。パンツ一枚になったのは、Mが風呂場に入ってからです。そして、風呂でMがシャワーを使うジャーという音を聞いてから、車の所に行きました。

この供述では、Mが風呂に入るのを待つためBは衝立の所に居た事になっている。

だがAとの雑談については言及していない。そしてMの使うシャワーの音を聞いて入浴を確認してからパンツ1枚になっており、それはMに引き続いて入浴するためではなく被災者を装うための行動としている。Mの入浴を確認し、パンツ一枚になった後、車の所へ行ったという趣旨である。

さらにこの日6通目の自供書の中では、次のように供述する。

（9月10日自供書6通目）

私は、SとMとAにつづいて、なかに入り、⑤のついたての所で、Mが風呂に入るのをまつていました。⑥（テレビの前）Aはここから「Mちゃん、風呂入りや」といっていました。⑦（6畳間と台所の境）Mはその時、ここに

いました。Mはすなおに、⑧（テレビの横）の所のタンスに行き、下着をとって、⑦の所から風呂に入りました。そのあと風呂からシャワーの音がきこえていました。私はその間⑤（衝立）の位置でパンツ一枚になりました。Sは⑨（Aとテーブルを挟んだ向かい）のあたりにすわっていたと思います。シャワーの音を確認して、ぬいだ服を⑩洗面所へもっていました。⑪（浴室）の戸はしまっていて、中でMがシャワーを使っていた。

下線や（ ）は、鑑定人が付記

5通目の供述で「Mが浴室に入るのを待ってパンツ一枚になった」と記していたが

6通目の供述では再び「Mが入浴準備をする間にパンツ1枚になった」と否認時期と同じ供述に戻っている。また、6通目になって脱いだ服を浴室前の洗面所へ持つて行ったという供述が加わっている。

Mが入浴を始めるまでのBの行動の流れに関する供述の変遷をまとめると、次のようになる。7月30日には、〔Mの入浴準備を見ながら、Aと5分位雑談しつつ、パンツ一枚になる→シャワーの音→車の発火に気付く〕という経過であり、Bは衝立の所でAと5分位雑談をしながら服を脱いで過ごしている。

9月10日の自供書5通目では、Bが衝立の所で過ごした目的はMの入浴を待つためであり、服を脱いだのも被災者を装うためとされ、Bの行動の意味づけが変わっている。また行動の流れも〔Mの入浴準備を待つ→Mが入浴してからパンツ一枚になる→Mがシャワーを使う音を聞いてから車の所へ行く〕となって、その後ガソリンを撒いて放火するための行動として組替えられている事がわかる。この放火のために要する時間は、否認時期の「Aと5分位雑談していた」時間を虚偽とみなして充当させたのであろう。そのせいか、Aとの雑談については言及されない。

だがBがパンツ一枚になるところをMに見られないようにする必要はまったくない。またMの入浴を待つてからBが服を脱いでいたら、ガソリンを撒いて放火する時間が乏しくなる事、7月30日

にもMの入浴を待たずにパンツ一枚になったと供述していた事を理由としたからか、6通目の自供書では再びMが入浴準備している間にBが服を脱いだと供述している。

ここでBが脱いだ服をどこに置いたかも問題となつたのである。脱いだ服を洗面所に持つて行き、Mの入浴を確認する行動も付け加えられており、〔Mの入浴準備を見ながらパンツ一枚になる→Mがシャワーを使う音を確認してから脱いだ服を洗面所に持つて行く（シャワーを使っていた）→車庫に出る〕という行動経過を供述している。

Bが被災者であれば、火災当日の出火直前の出来事について正確に想起できない可能性が高い事は既に論じている。M入浴直前のBの行動に関して、「Mが入浴準備をしているのを見た」「衝立の所に居る局面があった」「パンツ一枚になった」「Aと会話を交した」事はおそらく間違いないとしても、脱いだ服をいつどうしたのか、これらの行動の順序はどうだったか等については、7月30日の時点でさえ正確に想起できる可能性は低い。ましてや9月10日の時点でさらに詳しく供述を求めること自体、相当に無理があったと言わざるを得ない。

仮にBが犯人であったとしても、「Mの入浴準備を見た」「パンツ一枚になった」等の6帖間で過ごしていた火災直前の行動の中に直接犯行につながるものは乏しい。だが自白を始めたBが犯人であると確信している取調べ側は、あくまで放火に至る一連の行動について詳しく語れるものとして供述を求め続けたのである。これら一連の供述は、「Mの入浴を待つ」「入浴をよそおってパンツ一枚になる」等の犯行に至る意味を持つものとして組み替えられている。

そうした中で、Bはいつパンツ一枚になったのか等の供述は定まることなく変遷を見せている。変遷した供述は、車庫に降りたかどうかを除けば犯行に直接関わりがない事柄である。つまり犯行の隠蔽に関わって意図的に変遷する理由が無い事柄である。

結局のところ、火災から50日経ったこの時期に書き記したM入浴前のBの行動に関するこれら一連の供述は、定まることなく変遷を見せているこ

とがわかる。この事は、Bの実際の体験に基づく記憶がもはや残っていない事を示しているのだろう。このため、犯行の筋書きを構成するにあたっては理屈に基づいて一連の行動を構成しながら書き記し、疑問点が生じるとその都度さらなる理屈によって修正しながら作成することによって書き記されているとみなさざるを得ない。

(3) ライターは手に握っていた

5通目の自供書で「パンツ一枚になってガレージに降りた」事を記していたものの、放火に必要となるライターに言及していない点について、体験者の供述である可能性が低い事は先述した（Ⅱ 7. (6)）。これについては6通目になってから以下のように述べる。

そのあと⑫（6畳間とガレージの間の引戸）所から車庫へでて、ガソリンをまいて火をつける事にした。火をつけるのに使ったのは、Aからもらった¥4,000.- ぐらいのターボライターです。そのライターは、パンツ一枚になった時に、作業着の右むねポケット、から出して、手ににぎっていた。

（ ）内鑑定人付記

5通目の自供書の後段から6通目の自供書の前段にかけては、「Mが入浴を始める頃にBは何をしていたのか」について問われていたのである。その結果「被災者を装うためにパンツ一枚になった」事や「Mの入浴を待っていた」事が書き記され、いよいよBがガレージに降りてどのようにして放火したのかについて、問われ始めたものと思われる。

だが放火したからには、「火をつけるのに何を用いたのか」が問題となる。ここでそれはAから貰ったターボライターであると書き記される。次いで生じる疑問は、「ガレージに降りた時点で、ライターがどこにあったのか」となったのである。

このように取調べ官は、次々と書き進められていくBの供述に対してその都度感じたであろう疑問に沿った問い合わせをし、それに対応する形でBの

供述が書き進められたと思われる。ここで問題となつたのは、「着火に用いたライターはBがガレージに降りた時点でどうしたのか」である。この時点でBはポケットのついた服を一切身につけずパンツ一枚でガレージに降りたという供述を既に残している。そうであるからには、手に握っていたと考える外ない。このような発想で生じた供述であると思われる。(もちろんAらの帰宅前にBがガソリンを抜き取る時点で、ライターを水槽の物陰など車庫内に隠しておけば、Bは手ぶらでガレージに下りてポリタンクからガソリンを撒く事が可能ではあるが、そのような発想や行動が供述中に一切見られないので検討を省く。)

それではライターを取り出して手に握ったのはどの時点か。供述では「パンツ一枚になった時」という。つまりMが入浴準備を進めている時点で、Bが衝立の所で服を脱ぎながら作業上着のポケットからライターを取り出したというのであろう。

だがBは7月30日の供述で、帰宅時車をガレージに入れ車内を整理していた時点で「雨のため作業上着は脱いでいた」と供述している。その後6畳間に上がる時に、作業上着はどうしたのか。車の中に残してきたのか、衝立近くの床に置いたのか、それとも早々に洗面所に持つて行ったのか。これらについては何も言及していない。

ただ「パンツ一枚になったときに右胸ポケットから取り出した」と述べる限り、Bが衝立の所で作業ズボンとTシャツを脱いだ時に取り出した事になる。従って作業上着は衝立近くにあったとみなすしかないのだろう。だがパンツ一枚になった時点で早々にライターを取り出して、その後ずっと手に握つていなくてはならない必然性は何もない。

Bはこの後「脱いだ物を洗面所に持つて行った」と供述している。そうであるならば、Bはライターを握りつつ脱いだ物も抱えて洗面所に持つて行った事になる。脱いだ服を洗面所に持つていくのならば、洗面所に行ってそこに脱いだ物を置く時点で作業着のポケットからライターを出した方が合理的なのではないかと思われるところである。

さらに同じ7月30日の供述で、Bが火災当日仕事に出かける際に持つた物として、ライターの他

に煙草、百円ライター、財布、鍵、弁当等をあげている。これらの所持品を帰宅後どう扱つたのかについての供述が、否認時期を含めてこれまでのところ全く見られない。

いずれ燃やしてしまう物であるから、これら所持品は車中に残すとか洗面所に置いた服のポケットにそのまま残すという考え方もあるだろう。あるいは火災後の検証で焼け跡から所持品が発見される事も想定して、あくまでもBが日常的に行なっていた通りに、弁当箱を台所の流しに運んだり、財布や煙草などの小物はテーブルの上などに一括して置いたりする事も考えられる。そうであるならば、Bはこれらの小物をポケットから一括して取り出し、そこから放火に使用するライターのみを手にする方が自然な行動の流れであろう。

だがBが服を脱ぐ際に、あるいは洗面所に脱いだ物を持って行く際に、所持していたターボライターを除くこれらの小物をどう扱つたかについての供述は一切見られないのである。ただ放火に使用したターボライターについて、「服を脱ぐ際に作業上着のポケットからライターを取り出した」と述べるのみである。

これは、取調べ側が「Bが放火のためにガレージを下りる」供述を求めた時点になってから、Bが放火に何を用いたのかを問い合わせ、他の所持品の事は念頭になかったからであろう。Bが体験に基づいて想起を図っているならば、ここまで供述で他の所持品と共に放火に用いたライターの所在について供述していても良さそうなものである。ところがここまで供述では放火に用いたライターの事などまるで念頭にないままに、6帖間でMが入浴する頃にBがパンツ一枚になった様子について書き記していた。

Bがガレージに降りる供述を始める時点になって改めて「そう言えば着火に用いた物を持ってガレージに下りなくてはならないだろう」と思い至り、ここから遡つてライターを取り出した時点を想像で構成せざるを得なかつたのだろう。その結果Bは「服を脱ぐ際に上着ポケットから取り出した」と供述し、取調べ側もそれ以上疑問を抱かなかつたと思われる。

だが、ズボンとTシャツを脱ぐ時点で既に脱いでいた上着のポケットからライターを取り出す事になり、さらに脱いだ服を手に持って洗面所に行くにも関わらず、ライターも手にしたままになるという、ちぐはぐな行動様式になる事は見過ごされてしまったのである。こうして供述されたBの行動は、実際に丁寧に再現していくと不可解な行動と言わざるを得ない。

このような供述が生まれたのも、取調べ側が犯行の手順について様々に推測するのと同様に、B自身も体験を離れて犯人に扮しつつ逆行的に想像をめぐらせて書き記していたが故の事である。そこには「パンツ一枚になっていた」という所与の行動があり、それらの行動の合間に「Bがガレージに下りて車に火をつけた」という犯行の筋書きを組み込もうとしたのであろう。だが所与の行動の合間に具体的な犯行手順を理屈と想像で立ち上げようとしても、体験した者が想起した場合には起こり得ない疑問を次々と生じる事になる。その上これらの問題点は、取調べ側がその場で検討してみても気付く事は困難だったのである。

(4) ガソリンを流すBの心境

これまで見てきたように自供書は逆行的構成に満ちた供述を抱えたまま、ようやくガソリンをまくところにまで来る。

タンクのガソリンを⑬（車の左後角付近）の所で横にしてまいた。ガソリンは車の右手に広って（拡がって）いた。（半円状の斜線部）は、ガソリンが流れた部分。

（ ）内鑑定人付記

この供述では、いきなりガソリンを入れたポリタンクを車の左後から横にして流した事になっている。だが手にライターを握ったBがガレージに下りた後に最初にすべき事は、隠しておいたポリタンクを取り出してガソリンを流す地点に運ぶ作業であろう。これまでの供述でポリタンクは車の中か後ろに隠したとの事であるから、車のドアを開けてポリタンクを取り出すか、車の後ろからポリタンクを持ち運ぶ必要があるのだが、それに関

する記述はない。

そして、車庫の車左後隅付近からガソリンを流したと供述しているのだが、図で⑯と記したその地点は、7月30日の供述書15枚目ガレージ内の図によると、長さ50センチから2メートル位の角材が7、8本立てかけてあった場所に相当する。ガソリンを横に倒した地点が角材を立てかけていた場所であった事については、その後取調べ側も7月30日の供述書の図と照合していて気が付いたのであろう。9月24日の供述（検166号証員面調書）の中で、ポリタンクを倒した地点を修正させていく。

またBが流したとされるガソリンの量については、この日5通目の自供書においてポリタンクの「底から20センチ位」抜き取ったと述べている。B供述通りのガソリンの量を、現場と同様の傾斜を持つコンクリート土間に流した時、どのような拡がりを見せるのかについては、Bが供述した犯行手順が実際に成立しうるかどうかという客観的事実との整合性を検討する上で重要な観点である。しかしあが供述するガソリンの量と流し方に従って再現を試みた結果、仮にガソリンが車の右側に一部はみ出る程度になることが証明されたとしても、それが自供書通りにBがガソリンを撒いた事を担保するわけではない。

なぜならBがこの日に供述している時点で、ガソリンを流した量と場所については、その後の結果と矛盾しないように、取調べ側が既に一定の検討を加えていた可能性があるからである。取調べ側はそれに基づいて、「ガソリンの量はもっと少なかったのではないか」「このあたりから流さなければ、車の下に広がらないのでないか」と疑問をさしはさむ事ができたであろう。Bはそうした問い合わせを手掛かりにして、実際には体験していない取調べ側が疑問を抱かない程度に具体的な犯行手順を展開していく事ができるのである。

従って流したガソリンの量が何リットルに相当し、それだけの量がガレージ車の左後ろから流されたらどのような拡がりを見せるものなのかという物理学的な問題については、ここで論じない。ここで問題とするのは、Bが供述し取調べ側も納

得したであろうガソリンの分量や流した地点についてではなく、Bがガソリンを撒いた時点でBが当然考えたであろう心境や、それに伴うBのガソリンの流し方についてである。

Bがポリタンクを横にしてタンク内のガソリンの全量を流したかどうかは明らかでないが、少なくともポリタンクを横倒しにして一度にガソリンを流したかのように書き記されている。これは放火犯人の行為として妥当であるだろうか。

車を燃やす事によって浴室にいるMを確実に殺すためには、壁を隔てて車の右側に位置する浴室方向にいち早く延焼する事を考えて然るべきと思われる。その一方で、その後のB供述を先取りするならば（9月24日付員面調書：検160号証など）、Bは火災発生後の逃走経路として表に飛び出す事にしていたという。そうであるならば、Bが逃走する予定の車と自転車の間の狭い通路一帯にガソリンがはみ出して、そこが燃え上がってしまったら逃走経路が塞がれてしまう事になるのだから、撒いたガソリンがコンクリート土間にどのように拡がるかについては、慎重にならざるを得ないだろう。

これらの点を鑑みると、Bはポリタンクから流すガソリンの量や、流す地点によってコンクリート土間にガソリンがどのように拡がるかについて、もう少し意識しつつ様子を見ながら慎重にガソリンを流して然るべきであろう。

あるいは当日速やかに放火を遂行する予定ていたのならば、ガソリンを流す地点と量については事前に検討しておくことも考えられる。だがBの供述中に、少なくとも事前にガソリンの分量について検討した形跡は全くない。なおガソリンを流す地点についてはコンクリート土間が「排水口に向って傾斜している」事を考慮したという供述（9月27日付検面調書：検189号証）があるが、実際に水を流す等の行為によって確かめたものではなく、車の右側部分の逃走経路を確保することにつながる検討はされていない。

ガソリンの分量について事前に入念な検討がされていなかったのならば、自分の逃走経路の確保を念頭に置いている限り、ガソリンを少し流したらそれがどのように拡がるのか気になるはずであ

る。そこでガソリンを少しづつ流し、その度に車の右側から自分が予測している方向に反してガソリンが流れてしまわないか、特に逃走経路部分にガソリンが拡がらないかについて、その様子を確認する作業が不可欠となるだろう。

ところがこの供述では、逃走経路の確保を何ら意識したと思われる行動もないまま、単に「ガソリンを横にしてまいた」とのみ述べ、結果としてまるで自明の如く「車の下一面にガソリンが流れ拡がったものの、逃走経路は確保される」という状態が生じた事になっている。

これはBが流したガソリンの量で、偶然都合良くガソリンが拡がる事があるのかどうかという問題ではない。Bが実際の体験として、当然抱いたであろうその後の事態の推移を意識する事もないままに、供述にあるように一気にガソリンを撒く行為は、心理学的に見てもおよそ考えられないという事である。という事は、「撒いたガソリンが車の下一面には拡がるが、逃走経路は確保される」という想定された犯行の筋書きが先にあり、Bはこの筋書きに沿って逆行的に「ガソリンを撒いた」という供述を展開していた事が露わになっていると言えるのである。

(5) 髪は焼けても、腕の毛は焼けなかった？

その後Bは（流したガソリンタンクについては述べないまま）車の右側に行って、ライターで着火したと供述する。

私は手をのばして、×のへんにターボライターで火をつけた。火は一Sにして、ぶわあという感じで車の奥までもえ広がった。でも車の下だったので、火はそんなに高くならなかった。

ここでは車の右側にちょうど都合良くガソリンがはみ出した部分に、手を伸ばしてライターで着火したと述べている。

なお着火時のBの姿勢についてはその後の供述で、「車の前方を向いて右手にライターを持ち、半身の状態で×印に火を近づけて行った…ライターを床に近づけると火がつくかと怖くなつて顔も

左向きに逃げた…この時顔も一S火に包まれたような感じで、後で鏡で見ると右側の髪が焼けていた」（9月24日付員面調書：検166号証）「車の北側に行き私も恐いものだから顔をそむけターボライターのふたを開けて着火ボタンを押してガソリンに近づけた。するとガソリンにライターの火が引火してボワッと火がつき私の頭の毛の右側付近が熱く感じた」（9月27日付検面調書：検189号証）と述べている。

着火後に6畳間に戻る予定であるならば、「下半身は車の後方向を向きながら上半身を右側にひねった半身の姿勢を取り、ライターを持った右手を伸ばす」「車の前方向を向きながら上半身を右側にひねった半身の姿勢を取り、ライターを左手に持つて伸ばす」等、発火後素早くその場を離れるにあたって、車から離れながら背を向ける形を取れるようにするものと思われる。

ところが上の供述では「車の前方向を向きながら顔は左向きに背ける」という不自然な姿勢を取る。発火後6畳間方向に行く前提で顔が左向きであるならば、左回転をしながらその場を離れる事になるのだろう。しかしこれでは発火後素早く車から離れるに際して、火に対して腹部をさらすことになる。燃え上がった炎を回避しようと上半身をのけぞると尻餅を付く危険性もあるし、尻餅をつく事を回避しようとして前のめりになると、車にますます上半身を接近させる事にもなる。

こうした不合理な供述がその後の段階に見られるのは、「Bの右側の髪の毛が焼けていた」という事実を前提とし、それに合致させるために犯行時の行動を逆行的に構成したためとしか考えられない。

その上、着火時点で背けていた髪の毛まで一S炎に包まれて燃えるのだとすれば、それより火に近いライターを握っていた右手や右腕の体毛も焼けた可能性が高いだろう。だが、火に向けて伸ばしていた手や腕の体毛が消失したという記録や供述は一切ない。

(6) 犯行後のポリタンクについての逆行的挿入

Bは、ここまで書き進めた自供書の中に書き忘れた項目を2点挿入する。一つはガソリンを流し

たポリタンクを、着火前にどこに置いたかについてであり、もう一つはそれ以前のガソリン抜き取りに用いた手押しポンプをどう処理したのかについてである。

このあたりの供述も、自供書を書き進めるうちに取り調べ側が改めて抱いた疑問を答える形で挿入されたのである。この件については次のように書き加えている。

…火はそんなに高くならなかった。書き忘れたけど、火をつける前に、⑭の所（元々ポリタンクの置かれていた場所）にポリタンクをもどし、車の下の⑮の車の下のちょうど真ん中らへんにポンプをほりこんだ。⑮の所がいちばんよくもえて、ポンプの形がなくなると思ったからです。 （ ）内鑑定人付記

ポリタンクの戻し場所についてのこの供述は、「ガソリンを撒いた」「その後火を付けた」という犯行の筋書きが先行していたために、この間の行為を供述し忘れた事が窺われる。もし体験者が語るのであれば、自分の行なった行為を「ガソリンを撒いた」「ポリタンクを元に戻した」「火を付けた」という順番で、時間の経過に沿って順行的に述べる可能性が高く、こうした欠落は生じにくいいだろう。

だが「ポリタンクを戻した」のは、「ガソリンを撒き」「火を付けた」という犯行手順の狭間にに入るべき行為を過ぎず、書き忘れたまま次の行為について述べたものの、即座に供述し直す事は、体験者とてまったくないとは限らない。

しかし手押しポンプを使用後にどうしたのかについては、これまでずっと供述から欠落していたにも関わらず、犯行に用いたポリタンクのその後の扱いの供述のし忘れに気付いたのに伴って、手押しポンプの事後処理供述の欠落にもようやく気が付いたのである。

こうした供述の展開プロセスを改めて振り返ると、次のようになる。取調べ側は、Bに対して9月10日の自供書1通目で今回の火災が「放火殺人」である事を認めさせた。そして放火の方法としては「車からガソリンを抜いてガレージにあったポ

リタンクに入れておき、それを車の下に流して火をつけた」という犯行の骨格を成す事柄を認めさせている。

次いで自供書4通目で「給油口からガソリンを抜くには満タンである必要があるので、帰宅途中で給油をすると共に、手押しポンプを購入した」という供述を得ている。しかしAらが帰る前に手押しポンプを使って給油口からポリタンクにガソリンを抜いたならば、その後ポリタンクを隠さなければならないという取調べ側の見込みがあったのであろう。5通目の自供書および6通目の自供書では、「ガソリンを入れたポリタンクは車の中か車の後に隠した」という供述を取っている。

しかし、その後の供述では「6畳間に上がったBが何をしていたのか」「再びガレージに下りてから、どのようにガソリンを撒いて火を付けたのか」について専ら書き記されている。こうした犯行の骨格を成す筋書きについて意識が向う余り、ガソリン抜き取り後の手押しポンプの所在についての供述がここまですっぽり抜け落ちたまま気付かれなかつたものと思われる。

(7) 手押しポンプを車の下に放り込んだのはいつか

前段で紹介した「火をつける前にポリタンクの位置を元に戻し、車の下に手押しポンプを放り込んだ」と逆行的に挿入された供述は、どの時点で行なった行為であるかについては正確に述べられない。ポリタンクについてはガソリンを撒くのに使用し、着火するまでのわずかな時間に元の位置に戻したという趣旨で了解できる。だが手押しポンプはAらが帰宅する前のガソリン抜き取りに使用した物であり、ガソリンを撒く時点よりも前にすでに不要となっていたはずの物である。

「火をつける前に」という記述をそのまま受け取れば、ガソリンを車の左うしろから流し、その後ライターで着火する直前に放り込んだという趣旨の供述となる。そうだとすれば、Bが手押しポンプで給油口からガソリンを抜き取った後、着火直前に車の下に放り込むまでの間、もはや使用していない手押しポンプはどこに置いた（隠した）というのだろうか。この間にはAら3人が帰宅し

てガレージを通り抜けているので、それこそ「目に付きにくい車の中に置いた」とでも供述しなければならないはずである。

あるいは、車の給油口に通常とは逆向きに手押しポンプを挿してポリタンクにガソリンを抜いた時点で手押しポンプはもはや不要となっているのだから、すぐさま車の下か車中に放り込む方が良いように思われる。但もしもガソリン抜き取り直後に手押しポンプを車の下に投げ込んだのであれば、その時点で自供書に書き忘れていたとしても、「ポリタンクは着火前に元の場所に戻し」「手押しポンプはガソリンを抜き取り終えた時点で車の下に放り込んだ」と述べるはずである。（もっとも車の下は、Aら3人が帰宅してからバトミントンのラケットを探すために覗き込む可能性があって、目撃される可能性がある。）しかし供述ではあくまで、着火する前に「ポリタンクを元の場所に戻し」「手押しポンプは車の下に放り込んだ」と述べているのであって、ポリタンクにガソリンを保管していた時間帯の手押しポンプの置き場所についての供述はすっぽり抜け落ちたままである。

このように現実的に犯行手順を再現すると明らかになる供述の欠落、真犯人であれば難なく語れるはずの犯行手順がなかなか定まらない事は、体験に基づくことなく犯人に紛して構成しながら修正を図った供述である徵候と言う事ができる。

さらにこの供述では、「車の下がよく燃えて、火災後手押しポンプの形が無くなると思ったから、車の下に放り込んだ」と述べているが、言うまでもなくポンプが変形しても証拠隠滅できるとは限らない。火災の鎮火後に、車の下から溶けたり灰と化したりしたポンプの残骸が残る事が予想されるところである。ここで実際にポンプが焼けるとどうなるかという問題ではなく、真犯人が「形がなくなる」と思っただけで証拠隠滅をできると確信するかどうかの問題である。ここにも真犯人が体験に基づいて供述しているとは到底思われない徵候を垣間見る事ができる。

(8) Sを欺くために、何もない顔でAと話をする Bはガソリンを撒いたのが車の下であったため、

着火時点では炎は高く上がらなかつたと供述している。これは否認時期の火災発見後に見た炎の様子に関する供述とそのまま符合する内容となつてゐる。ただし否認時期供述では、比較的小さな炎を見たBは、「今なら消せる」と考えたが故に消火を試みて表に飛び出していくのである。ところがこの自白供述では、驚くべき事に再び6畳間に上がると述べる。

Bは否認時期も自白以降も「車に火が付いたら爆発する危険性がある」という認識を随所に示しており、たとえ放火したとしても着火後は速やかに逃走を図つて然るべきである。一体何のためにBは危険を冒してまで一旦6畳間に上がるという行動が必要だったのであろうか。これについては、次のように供述している。

火をつけてからは、⑫（ガレージから6畳間への上がり口）の戸から⑤のついたての所にいき、何もない顔で、⑥（テレビの前）のAと話をしていました。⑨（テーブルを挟んでテレビの向かい側）のSは、気がついていないようでした。10秒ぐらいして、私は、うしろをみて「何やあれ」て言いました。Aも、Sをだますため、もえてるといって、あわてたふりをしました。 () 内鑑定人付記

この供述から、Bが6畳間に上がった目的はSの目を欺くためである事がわかる。Bが6畳間に再び上がつた時点で、「Bはまだ車に火が付いた事を知らず、その後初めて出火に気付いた」という事をSに示すために6畳間に上がつたと言いたいのであろう。ここで「Sは、気がついていないようでした。」というのは、何についてなのか書かれていないので、Bがガレージに降りた事についてなのか、それとも車から炎が上がっている事についてなのか、その両方についてなのかが定かではない。

もしBがガレージに降りていた事に気付いていなくても、ガレージの異変に気付いたならば、Sはそれを訴えるであろう。一方、Sがガレージの異変に気付いておらず、Bがガレージから上がつてきた事だけに気付いたところで、SにとってはB

が家中を移動しただけの事である。Sがここで何らかの反応をしなければならない訳ではない。

という事は、ここでSは少なくともガレージで起こつた異変にまだ気付いていなかつたという意味になるであろう。もしSがガレージの異変に気付かないと同時に、Bがガレージに下りたり6畳間に上がつたりした事にも気付いていなかつたという意味であるとしたら、そうした状態を実際に計画的に作り出すにあたつて相当な準備が必要となる。

まずこの時点ではSの居た場所は、ガレージから別室を挟んでさらに他の部屋ではなく、ガレージと接している6帖間である。しかもこの6帖間とガレージの間は、曇りガラスの2枚引戸で仕切られているに過ぎず、Bが放火した時点で明るくなつたガレージ方向に視線を向ける可能性がある。この事を考えると、Sの目撃を計画的に回避するためには、Mを入浴させると共に、AがSを裏庭にでも連れ出す方が確実であろう。

しかもテーブル付近にいたSが、ガレージに下りたりガレージから上がつたりするBの様子にたまたま気がつかなかつたとしても、事前にSの気をそらしておくと計画する事は並大抵の事ではない。

となると、「Sが気がついていなかつた」というのも偶然の結果に過ぎないとしか言いようがないところだが、Bのその後の供述では、Bがガレージに下りて放火する際にAがSの気をそらす役割を担い、具体的にはテレビを付けていればSは夢中になるから問題ないだろうと、BとAが話し合つたという（9月30日付検面調書：検193号証）。しかし子どもがテレビに夢中になりがちであるとは言っても、画面に視線が釘付けになるのはあくまで番組の内容次第であろう。

鑑定人は、以前子どもを対象とした実験において、ビデオの再生中に子どもが画面に釘付けになる事を利用して、その間に同室の人物が部屋から抜け出す場面を目撃されないように設定した事がある（山本登志哉編著,2003）。その際実験場面の設定で問題となつたのは、ビデオ番組の選定であった。一般に子どもの人気が高いアニメーションを用いても、子どもはしばしば画面から注意をそ

らす可能性が高く、子どもの目撃をより確実に回避するためには、緊迫した場面が相当程度連續するストーリーのアニメーションを用いざるを得なかつたのである。

こうした点から見ても、BがSをだますために敢えて一旦6畳間に上がってAと会話を交したという供述は、子どもの行動を把握した上の周到な計画性が窺われるのではなく、単に荒唐無稽さのみが際立った筋書きとしか言いようがない。

この供述で、Bは6畳間に上がって「ついたての所にいき、何もない顔で、Aと話をしていました。」と、一定時間継続してAと会話を交したかのように記述している。ところがその一方で、「10秒ぐらいして、私は、うしろを見て『何やあれ』て言いました。」と書き記している。一般に10秒程の短時間では、短い挨拶を交すのならともかく、「話をしていた」と表現すべき会話行動は成立しようもないであろう。せいぜいのところ「話しかけた」時点では会話は成立しないまま時間切れになると思われる。

このような供述も、Bが火を放った後にSをだますために一旦6畳間に上がったものの、その間にも燃え広がる炎の様子が気になって、Bは結局ごく短時間で振り返ったのだろうという想像の中で構成された供述である事を露呈していると考えられる。

もともとBは否認時期供述の中で、火事に気づいた時点で「車にもえうつったら爆発する」(7月22日付員面調書)という認識を示していた。そうであるならばBが計画的に放火したのだとしても、例え10秒という短時間とはいえ再び6畳間に上がり込んでAと話をするふりを装うというのは危険極まりなく、それをSをだますためだけにわざわざ行なうようなことは考えにくい。

Bが再び6畳間に上がって、その後初めて火災に気付いたふりをする行動については、その後の供述で改めて詳細に述べられている。そこでは「早く逃げないと車が爆発する」「辛抱たまらず後ろを振り返った」「たまりかねて後ろを見ながら何あれと叫んだ」という趣旨の供述が再三書き記されている(9月15日付供述書「7月22についてNo.10」、9月24日付員面調書：検166号証、9月27

日付検面調書：検189号証、10月9日付員面調書：検200号証)。しかし、そのように苦労してまでSの目を欺く行為がなぜここで必要となるのか不可解である。例えば、Bが放火後にガレージにそのまま留まり、ここから6畳間に向って「燃えている」と発見者を装って家族に知らせ、それから表に飛び出したとしても、Bが火を放った事がSの目に明らかになるわけではないと思われる。

このあたりの供述を展開するにあたっては、基本的には7月30日の詳細な供述書の内容に依拠したのであろう。7月30日の供述書では、火災発見時にBは衝立の所でAと雑談をしており、Bはふと後ろを振り返って「何やあれ」と言い、Aは「燃えている」と言ったという。こうした否認時期の供述に合致させる形で自白後の犯行供述も展開させたために、結果的に格別必要とは思われないSをだます行為として、わざわざ一旦Bが6畳間に上がるというこの供述を成立させたものと思われる。

さらに、Bは放火にAから貰ったターボライターを使用したとの事だが、そのライターを着火した後どうしたのかについては、この供述がされた時点で一切書かれていません。

(9) 「火事」とか言わなかった

前段で述べたようにBの犯行供述は、否認時期の「衝立の所で火災に気付いて振り返った」という供述内容を前提にして、放火手順を組み込んだり「あわてたふりをした」等と再解釈したりすることによって、再構成されている。

放火後にBが表に飛び出していく供述についても次のように述べる。

そのあと私は自転車と車の間を通って③の戸のかぎをあけ、表に飛び出しました。「火事」とかいわなかったのは、風呂の中のMが死ななければ、現金(保険金)がもらえなかったからです。

否認時期の供述では、火災に気付いたBはまず火の様子を車の下を覗き込んで観察している。否認時期の供述通りに車の下をかがみ込むようにし

て炎の様子を確かめたのだとしたら、Bはこの時点で（腕や手の毛ではなく）髪の毛を焼いたと考える方が、妥当だと思われる。その後Bは初期消火を試みたが故に表に飛び出したのであった。だがこの日の自供書では、車の下の炎の様子を観察したくだりはなくなり、車と自転車の間を通ってそのまま表に飛び出したと供述している。

表に出た時点でBは、特に「火事だ」と知らせなかったという。Bは表に出てから実際に「火事」とは一切言わなかつたのだろうか。火災に気付いた近隣の住人の供述については後に検討するが、近隣の第三者供述の中には「火事だ」と叫ぶ声を聞いたために窓から外を見ると「パンツ一枚姿の男がいた」と供述している人物がいる事を、ここでは示しておく（9月18日付近隣住人の検面調書：検64号証）。

B本人は、表に飛び出した時点で何を叫んだのかについて必ずしも正確に記憶していなかったのであろう。このため取調べ側から「火事」と言わなかつたという前提で供述を求められ、犯人として「Mを殺して保険金を得るために」そのようなことは敢えて言わなかつたと供述したと思われる。

しかしMを確実に殺したいのであれば、近隣の住人による消火活動がしにくく玄関の戸は施錠したままにすれば良いだろう。BはAとSを連れて119番通報もせずに裏口方向に逃げると共にそこで身を潜めていた方が、近隣の者や消防署による消火活動を遅らせる事ができるし、より確実にMを死に追いやる事ができたであろう。表に飛び出したという行動そのものが、放火犯人の行動としては捉え難いものである。

Bが出火後表に飛び出たのは事実であるから、それがもしも犯人の行動だとしたら、「発火から間もなければ消火されてしまう」と感じるであろう。逆に「もはや初期消火は不可能でMも逃げ出せまい」と感じるほどになってから表に飛び出すのは、車が爆発したり煙にまかれたり火傷する危険性が極めて高い行為という事になってしまう。

従って火災の様子を見たBは、実際に初期消火が可能であると判断したが故に、表に飛び出して（おそらく「火事だ」と叫び）、とりあえず消火器

があると判断した足立宅に飛び込んで行ったとみなすのが妥当であると思われる。ここでBがたとえ「火事」と言わなかつたとしても、足立宅に飛び込んで行った時点で「消火器、消火器」と言っていたのは、その後のB供述や足立供述からも明らかである。Bはここに示した供述のように「Mを確実に殺そう」と認識しながら表に飛び出したのではなく、「何とか消火しなくては」とはやる思いを抱きながら表に飛び出して行ったと捉えるを得ない。

9. 放火に使用したライターの説明は、犯人である事を何ら示唆しない

この日7通目の自供書（検238号証）は、放火に用いたというAから貰ったターボライターの図解入り説明である。このライターが火災後紛失していて、この供述の時点で現存しないものだったとしても、本来Bが所有していた物であって、ライターについていかに詳細に説明ができたからといって、その事がBが放火犯である事を示すわけでは一切ないことは言を待たない。ただ放火に用いた後にこのライターをどうしたのかについて、これまでの供述に言及はなかつたが、7通目の自供書の中で次のように記している。

ライターは火をつけたあと、部屋のなかに入り、部屋のなかにおきました。アルミ製だから、もえてなくなると思いました。又、べつに家の中でみつかった所で、私はたばこをするので、べつにうたがわれないと思いました。

「部屋の中に置く」という供述は、場所の特定がいかにも漠然としている。実際に置いたのだとすれば、部屋のどこなのかを特定して述べるべきであろう。一般に室内で、より疑われにくい場所としては、煙草と一緒に置いておく事が考えられる。ここで改めて6通目の自供書に戻って、放火後のBの行動に関する供述を振り返ってみる。

火をつけてからのBは、再度6畳間への上がり口にある衝立の所に行き、何もない顔でAと10秒ぐらい話をしていたという。そうであるのならば、

ごく短時間に放火に使用した後のライターを置いたことになるから、ライターを置いたのは衝立付近に限られることになるだろう。少なくともSの目の前に相当するテーブルの上にライターを置くという行為は考えにくい。

そこで敢えてライターの置き場所を考えるとしたら、衝立の車庫に近い側の床に置く事しか考えられないだろう。できればライターだけを6畳間入口付近に放置するよりも、煙草と一緒に並べておいた方がカムフラージュの上で有効であろう。

あるいは、いっそのこと車内に入れてしまった方が、放火ではなく事故による発火原因の一つとされる余地も生じる。あるいは燃えてなくなるという認識をしていたのであれば、手押しポンプ同様に着火後に車の下に投げ込んでも良かったのではないかと思われるところではある。

いずれにしても体験に基づいた供述であれば、「火を付けた後、6畳間の衝立付近の床に置いておいた」等と場所を明確に供述するか、むしろ「放火後のライターの置き場所については覚えていない」と供述して然るべきであって、単に「部屋の中に置いた」と漠然とした形で供述するあたりは、実際の体験に基づく供述ではない事を示唆している。

10. 否認時期の回想（自供書8通目）

9月10日の自供書の最後となる8通目（検239号証）は犯行に関する供述ではなく、この時点で40日ほど前になる7月30日の取調べの後にAと交した会話について、取り調べられていたSの態度と夫婦の対応について、8月18日に弁護士に相談を受けて教わった内容について、この日警察の取調べでどのように感じていたか、自白してからの反省の気持ちの主に5点について、一枚の紙に書き記している。

（1）夫婦の口裏合わせも、Sに対する口止め工作もしていない

しかし7月30日の取調べ後に帰宅して、Bが「うたがわれてる。重要参考人やわ」と言い、Aも「私も共犯と思われている。重要参考人やわ」と言ったこと自体は、犯人であるかどうかに何ら関

わりがない取調べ側に対する2人の認識を述べたものである。むしろ真犯人であれば、いよいよ嫌疑が深まってきた取調べ状況に対して、改めて防衛のために口裏合わせの謀議を図るところであろう。

また、同じ時期に取調べを受けていたSに対してBとAが「いらん事言うたらあかんで、えらい事なるで」と言った事についても、夫婦が犯人であるかを示唆する発言ではない。二人が犯人ではなくても、取調べ側から強い疑いを受けている事がわかったならば、子どもに対して警察の疑いを強めるような無用な発言をするなという意味で、このように述べる事は充分了解可能なものである。

ところがこの供述は後に発展して、Sに対する口止め工作をしたと言う趣旨の供述が展開される事になる（10月9日付検面調書：検200号証）。その供述内容についてここでは検討しないが、Sに対して口止め工作をしたのだとすれば、その時点でSが犯人にとって不都合な事実を知っていた事が前提になる。

これまでの供述の中で、SがBやAの意図に反して何か不都合な事実を目撃してしまった事にBが気付いたと述べた供述は一切ない。夫婦が夜布団の中で犯行の打ち合わせをした事について、後にSから尋ねられたわけでもないし、Aら3人はBがガソリンを抜き取った後に図ったかのように帰宅し、Bがガソリンを撒いて放火した後に6畳間に上がった際にも「Sは気付いていないようでした」と供述している。さらにその後Sから何か疑われて尋ねられたとする供述は一切ないのである。

それにも関わらず夫婦がSに口止め工作をしたのであれば、「夫婦で共謀して放火し、Mを殺した」旨をSに一旦告白しない限り、口止め工作そのものが成立しない事になる。もちろんそのような告白については誰からも供述されていない。

という事は、犯人であればいかにも行ないそうな口止め工作があったという供述は、想像で構成した虚偽に他ならない事になる。

(2) 取調べを受ける前の心境は、真犯人のものではない

その後8月18日に弁護士会主催の法律相談会場に出向き、どのようなアドバイスを受けたかについて供述している。ただし供述では「もちろん、私が放火した事を、していないと言ったうその説明です」と書き加えて、犯人なのにそれに反して「無実の疑いを受けている」として相談したと供述している。そこでBは「まだ状況証拠から疑っているだけだから、すぐに逮捕される事はないだろう。」「但し取調べで（やっていないのに）やったと言ったらいけない。」という趣旨の知恵を付けて貰ったという。

このため、この日警察に連れられても、「自分がやった」とさえ言わなければ大丈夫だという気持ちでいたという。取調べ前のこの心境は、犯人であったとすれば楽観的に過ぎるであろう。

もし真犯人であったとすれば、疑いが深まるにつれその都度弁解の内容を考える必要があり、犯行をいかにして隠蔽するかについて常に身構えていたはずである。たとえ弁護士からのアドバイスを受けたとしても、それはあくまで無実の疑いを掛けられた者へのアドバイスに過ぎないのであるから、それによって心強く感じる事は考えられない。

しかしここで供述するように、Bは「やったと言わなければ大丈夫」と単純に考えたとすれば、犯行の隠蔽に心を巡らせる真犯人の心境とは程遠く、実際に犯行に及んでいなかった者の心境をむしろ明らかにしていると言えるだろう。実際にBは洗いざらい話せば嫌疑は晴れると考えていたのかもしれない。

そして午前中は追及されてもとぼけていたが、「これから私の人生や、Mに対するうしろめたい気持ちから、すべて正直に話す事に決めました。」と供述する。この心境の変化については、どうにも作文の印象を免れない。真犯人であるならば、自白に転じるにあたって否認しきれない内容を突きつけられたとか、いよいよ良心の呵責に耐え切れなくなったという事情があって、それを契機に自白を決意する事が考えられる。その直接の契機について何ら書かれていないからである。

自白に転じた経緯について取調室で実際に何があったのかについては、少なくともこの自供書の中には具体的に書かれていない。

なお8通目の自供書の最終段は、Mに対する反省と贖罪の気持ちを記して締めくくっている。Bが犯人でなくとも、火災で亡くなったMを助け出せなかつた事に対して、後ろめたさや後悔の念、贖罪意識を抱いていた事が予想される。そうした気持ちを基に犯人に紛した立場から、このような供述を書く事はさほど困難ではないだろう。

問題は、Bが犯人の立場からこの自供書を書くにあたり、真犯人であるとはとても思えない取調べ前の楽観的心境を吐露している事である。Bが自白を始めて、犯人に紛して供述を始めても、取調べ前の心境についてまで真犯人の心境に成り切れていない事を、この供述は露わにしているのである。

VIII 9月10日の自供書の評価

9月10日自白に落ちたその日のうちに、Bは8通に及ぶ自供書を書き残している。自供書が書き連ねられるに従って、それなりに筋の通った犯行ストーリーを立ち上げてはいる。自供書を一読する者は、最初の自供書のわかりにくさを直後の供述によって補いながら理解に努めるうちに次第に犯行の筋書きが整理されることもあって、実際に犯行を体験した者が記した供述として了解しがちかもしれない。

だが自供書1通ごとの内容をBが書き記した時点に寄り添って、書き加えられた内容や修正点にも丁寧に着目して検討すると、両立しがたい変遷や矛盾が少なからず見られることに気付く。

8通の自供書を通読して顕著なのは、自白に落ちて最初の自供書で書かれた犯行の筋書きが、その後大幅に修正されている事である。

1. 最初の自供書に見られる作話性

火災当日Aら3人が帰宅してからのBの行動については、当初「今からつけるぞ」と合図をして、Mの入浴を待つて「シャワーの音が聞こえたので先にガソリンをぬいてポリタンクに入れて、それ

を車の左うしろから流して火をつけた」（自供書1通目）と供述していた。つまりBはAら3人が帰宅した後もガレージにとどまり、Mの入浴を待ってガソリンを撒いて火を放った事になる。

だがその後5通目の自供書では、Aら3人の帰宅前にガソリンを抜き取り、ガソリンを入れたポリタンクを隠した後にAら3人が帰宅する。そこでBもAら3人に引き続いて部屋に上がり、パンツ一枚になりながらMの入浴を確かめてからガソリンを撒いたという供述に大きく変遷する。しかもこの変遷は逮捕当日わずか数時間のうちに生じているのである。

具体的な犯行手順について、自白に落ちてから最初の供述内容がわずかな期間うちに書き改められたという事実は、Bの記憶の誤りや表現上の錯誤の修正としてはとらえにくいものである。またすでに自供している犯人が犯行手順について語る際に、室内に一度上がったことを隠す必要性は全くない。

という事は、Bは次のようなきさつから取調べ側から供述の修正を求められた事が窺われる。当初これまで否認してきたBが犯行を認め始めたために、取調べ側はとりあえずBに犯行の筋書きを書かせたのだろう。ところが1通目の自供書に書かれた犯行手順は7月30日のB供述に記されていた火災当日のBの行動と乖離していた。否認時期にBは帰宅後6畳間に一旦上がっており、その後火災に気付いている。そこで取調べ側としてはBが一旦6畳間に上がってから、隙を見て車庫に下りて火を放ったのではないかという見込みを抱いていたのであろう。1通目の自供書はこうした犯行直前のBの行動に関する見込みに大幅な改変を迫るものである。

そこで取調べ側は、否認時期供述との違いを踏まえてBに改めて7月30日の供述と整合的な犯行の筋書きを書き直すように求めたものと思われる。Bはあくまでも1通目の自供書通りに犯行に及んだのであれば、自供書を書き換える必要はなく、7月30日の供述が虚偽であった事を説明するところであろう。しかしBは取調べ側のこうした修正の要求に応じて改めて犯行手順を書き換える事になった。

Bは取調べ側が見込んだ犯行手順に関する仮説を、直接知りうる立場ではない。従ってBが虚偽自白に陥っていたのならば、最初の自供書において本人なりに犯行手順を必死に考えたのであろうが、取調べ側の見込みにうまく合致させる事ができなかったのであろう。だがその後取調べ側とやりとりを重ねるうちに、供述のどの箇所に取調べ側が疑問を感じており、どのような供述を求めているのかが次第に了解できてきたのであろう。その意味で、自白の生成時期に見られる著しい変遷は、取調べ側の意向をBが次第に察知して行った過程を反映しているのであろう。

だが修正後の供述では、ガソリンをポリタンクに抜き取ってそのポリタンクを隠し終えた後に、具体的な打ち合わせもないままいかにもタイミング良くAら3人が帰宅した事になっている。ここに7月30日の供述と整合的に噛み合う犯行手順を組み込んだとしても、Bのガソリン抜き取り後間もなくAら3人が帰って来たという偶然の出来事を、逆行的構成によって犯行供述に仕立て上げた痕跡も窺われる。

このように犯行の核心を成すガソリン抜き取って車の下に撒いたと言う手順が大幅に修正されており、しかも修正された後の供述も逆行的構成が疑われるなど、Bが実際の体験としてガソリンを撒いて火を放った事を語っているのではなく、むしろ犯人に紛して作話しているとしか思われない供述の生成過程が、ここにあからさまに示されている。

2. 変遷後の供述合致の起源は7月30日にある

最初の自供書がその日のうちに書き改められた変遷の方向を見ると、取調べ側は7月30日の供述書に整合させようとしていた事がわかる。否認時期供述では、Bの帰宅後間もなくAら3人が帰宅し、Bも一旦6畳間に上がっている。こうした否認時期の供述を土台として、そこに犯行に関わる行為を整合的に組み込む事をを目指したと言えるだろう。

しかしBが実際の体験としてAら3人の帰宅後一旦室内に入り、その後ガレージに降りて放火したのであれば、最初の自供書においてそのような

供述をして然るべきである。それにも関わらず、自白に落ちて最初の供述でガレージにとどまつたままAら3人の帰宅後火を放ったように書き記したのは、Bが「私がやりました」と自白に落ちたものの、その後犯行手順について何を基準としてどのように犯行の筋書きを描くべきなのか戸惑つて供述しきれなかった事を示唆している。つまりBは虚偽自白に落ちたとみなしうる徵候の一つを示していると言えるだろう。

また否認時期のB供述で、Aら3人の帰宅時にBは車の中に居た事から、そこにおいてBはAに対して犯行に関連した「合図」をしたであろうと取調べ側は見込んでいた事が窺われる。だが合図があったという見込みに基づいて、そこで交わされた合図の中身をBに供述させたものの、「今からつけるぞ」「中に入れ」等とおよそ現実的ではない合図を交した事になってしまった。こうした供述の経緯は、取調べ側の「合図があった」という見込みが先行したまま、その内容について後付け的に供述を求めたために生じたと思われる。

取調べ側は、Bを自白に落としたものの整合的な犯行の筋書きを語れずにいる様子を見て、この期に及んで本当の事を話していないとみなし、よく思い出して正直に供述するように重ねて求めたのであろう。だがBは実際の体験に裏打ちされた内容を語る事ができるのであれば、このような供述を残すはずがない。Bは犯人に紛して想像の範囲で供述せざるを得なかつたと考えられるから、犯人として正直に語るように迫られても供述の手掛かりは、体験ではなく取調べ側の問い合わせの中にしかなかったのであろう。

こうしてBの自白の生成時期の供述は、当初何を求められているのか掴みにくかった事が窺われる。だがその後Bにもどのような供述をすれば良いのかが次第に伝わったのであろう。具体的には、7月30日の供述に記した火災当日の行動を前提としてそこに合致させる事であり、7月30日供述と整合性を保ちつつそこに犯行につながる行為を埋め込んでいったのであろう。こうした自白供述を生成していくための要領を、Bも徐々につかんで行ったものと思われる。当然のことながらこうした供述に秘密が暴露されるはずもない。

しかしすでにごく初期の自供書が書き記された後であり、後にいかに取調べ側が納得する自供書を書き記したとしても、当然のことながらそこに秘密を暴露した供述は見出す事はできない。また初期の自供書との食い違いは歴然としており、真犯人の体験に基づく供述であるとすればおよそ考えられないような変遷を見せているのである。

3. 偶然の出来事を逆行的に犯行と関連づける

9月10日4通目の自供書では、Bがガソリンをポリタンクに抜き取って、そのポリタンクを隠し終えて間もなくAら3人が帰宅した事になっている。実際にBがガソリンを抜き取るところをMやSに目撃されないように計画的に段取りを組むとしたら、Aと充分に打ち合わせをしなくてはならないだろう。しかし自供書にはそのような打ち合わせは書かれていません。それにも関わらず、いかにもタイミング良くBの帰宅後間もなくAら3人が帰宅したと書き記している。

こうした供述から、Bはガソリンを抜き取るにあたって特に打ち合わせをしなかったものの、たまたまタイミング良く子どもの目撃が回避されたとみなす事はできない。なぜなら、BがAら3人の帰宅を偶然に任せてガソリン抜き取りをしていたのだとすれば、当然ガソリンを抜いている最中にもAら3人がいつ帰ってくるかが気になって仕方ないであろう。しかし自供書にはガソリン抜き取りに際してAら3人が帰ってこないか気が気ではなかったなどとは一切書かれていませんからである。

この供述は、結局のところ7月30日の供述に即してBの帰宅後車内を清掃していく間もなくAら3人が帰宅したという事実を前提に、そこにガソリン抜き取りを組み込んだに過ぎない事を表している。このためBがガソリンを抜き終えて間もなく当然のようにAら3人が帰宅したと書き記される事になったのであろう。

このように火災当日のBや家族の動向が前提となっており、そこに犯行に関する行動を組み込んだが故に、体験したものであれば感じる心情を失落させた供述が生まれたと思われる。これは偶然の出来事をめぐって体験者であれば当然感じる心

情を、既に自明の出来事としていた者がストーリーとして構成したことによって欠落させた供述と見る事ができる。

またBがAにMの入浴中に車に放火する事を持ちかけ、いつ犯行を行なうのかについて告げた供述には逆行的構成も見られる。自供書1通目では「私が仕事が早く終わった日に、Mをお風呂に入れて、そのあいだに車に火をつけるからな」と告げたという。だが自供書3通目では、「雨が降って早く帰れる日に風呂に入れてその間に俺が火つけるからな」と告げた事になっている。だが犯行がなぜ「仕事が早く終った日」や「雨が降って早く帰れる日」でなければならないのか。その必然性を窺わせるものに乏しい。

むしろ火災のあった日にはたまたま雨が降っており、たまたまBが早めに帰宅した日であった事を、逆行的に構成して作りあげた供述としか思われない。

そもそもMをお風呂に入れてその間に車に火を付ける事によって殺害するという方法そのものからして、現実にM殺害を果たす方法として蓋然性が高いとは言えないだろう。それにも関わらず「Mの入浴中に車庫にあった車に火を放つ」という方法を計画された殺害手段として供述書に書き記す事も、車からの火災後亡くなったMがたまたま入浴中であった事を、逆行的に犯行の筋書きの中に組み込んだが故に成立した供述と思われる。

このように、自白の生成時期に見られる犯行の筋書きは、偶然としか思われない状況を犯行の計画の上で必然的な構成要素として取り込んでいると見られる供述が散見される。この事実も、非体験者が想像の範囲で犯行を創作している徵候とみなすことができる。

4. 犯行手順に関する自白の逆行的生成過程

9月10日の自供書の中で、Bが帰宅した後になつたというガソリンの抜き取りと、Aら3人が帰宅した後にBがガソリンを撒いて放火したという犯行の核心に関わる具体的

手順についての供述の変化について、一覧表にして次の表2-3にまとめた。

表の左端には否認時期の供述内容を記し、右側に向かって9月10日の自供書1通目から7通目までの変化を表している。表の縦方向は、火災当日の時間の流れに沿っている。この一覧表を改めて見る事で、犯行手順に関する供述は7月30日の否認時期の供述を骨格として、何度か修正や挿入が加えられている事がわかる。特に自供書6, 7通目で挿入されている項目には、逆行的に挿入されたものが多い事がわかる。

こうして次第に整理立てられていく自供書の内容は、7月30日の供述に合致させると共に徐々に肉付けがされる事によって整合性を保とうとしている。しかし真犯人であればおよそ忘れる事など考えられないポリタンクの隠し場所については、この時点で思い出す事ができない。

また初期の自供書において犯行に用いた道具についての供述が欠落しており、後に修正する事で供述の完成度を高めているに過ぎない事も一目瞭然である。さらに体験者ならおよそ考えられないBは一旦6畳間に上がったかどうかについてまで変遷を見せている。

つまり真犯人であれば初期供述において語るのが当然の項目について欠落した供述があり、後の自供書でいかに整合的に書き改めても、それは想像の範囲で作成した犯行の筋書きにおいて生じた欠落を、事後的に挿入する事で繕っているに過ぎないのである。

5. Aとの共謀は具体的やりとりが欠落している

Bが自供書の中でAと謀議を図った経緯について供述は、概略次のようなものであった。まず自供書の1通目では、「火災の1ヶ月ぐらい前にAが気を取り乱して泣きながら『生命保険があるやん』と言い出した」と供述している。これが自供書3通目では、「とつぜん『保険金があるやん』と言った」というものに変わっていた。さらに自白の展開時期にあたる9月13日の供述では、「Aが保険金でなんとかしたらいいやんと怒ったような冷たい顔で言った」と変遷する。

実際の体験に基づく供述であるのならば、Aが最初に犯行をもちかけた発言が若干変動する事はありうるにしても、その時の状況、特にAの感情

表2-3：犯行手順に関する自白の生成過程一覧表

	7月30日（否認）	9月10日1通目	9月10日4、5通目	9月10日6、7通目
16:28頃	満タン給油		満タン給油	
			ポンプ購入	
			何度か電話	
16:40頃	帰宅車庫入れ	(帰宅・車庫入れ)	帰宅・車庫入れ	(帰宅・車庫入れ)
	エンジンを切ってラケットを捨う	車中にいる	ガソリン抜き取り、ボリタンクの置き場所は車の中か後	ガソリン抜き取り、ボリタンクは車の中か後に隠す（ポンプの所在供述なし）
	車内整理		(再度乗車)	(再度乗車)
	Aら3人帰宅	Aら3人帰宅	Aら3人帰宅	Aら3人帰宅
合図		「今からつけるぞ」	「先に入れ」	運転席から目で合図
	3人6畳間へ		3人6畳間へ、エンジン切る	
	続いてBも6畳間へ		続いてBも6畳間へ	(6畳間に上がる)
	衝立て雑談しながら服を脱ぐM入浴準備	AがMに「風呂に入れ」		衝立て待つA「Mちゃん風呂入りや」M入浴準備
	M入浴	M入浴	M入浴	(パンツ1枚になる) 【ライターを手に握る】M入浴
			パンツ1枚になる	脱いだ服を洗面所へ
		ガソリン抜き取り		ガレージに降りる
		車の左後方からガソリンを撒く		(ボリタンクを車の中か後から運ぶ)→車の左後方からガソリン撒く 【ボリタンクを元の位置へ】 【ポンプを車の下に放り込む】
		着火		ライターで着火
	発火気付く			再度衝立て話をする 【室内にライター置く】
	火の様子覗く			
	鍵を開け、表に飛び出す			鍵を開け、表に飛び出す
16:53頃	(A119番通報)	(A119番通報)		(A119番通報)

※行動の主格を記していないものはBの行動 【】：逆行的に挿入 ()：供述されていないが必要な行動

状態について、大幅に変遷する事はまず考えられない。

しかもそこで交される具体的なやりとりから、お互いの意思が伝わる事などまず考えられない会話が描かれている。例えば1通目の自供書にある様に、Aが「生命保険があるやん」と言っただけで、BはAの発言の真意を確認する事もなくそれはMの死亡保険金を窃取する事だとなぜ了解できたのか。こうした疑問を受けたためか、3通目の自供書では「保険金があるやんと言ったと思います」と供述し直している。さらにBは「何故わかったか」というとAはMへの愛情が薄かった」と述べている。

このように具体的なコミュニケーションとして相互に理解ができるとは到底思われないやりとりによって、謀議を進めていたかのような供述が描かれているのである。

とりわけ火災当日Bの帰宅後に遅れて帰って来たAと車の運転席から交した合図では、著しい変遷を見せる。自供書1通目では「今からつけるぞと目で合図した」と述べていたのに対し、自供書5通目では「先に入れ」という気持ちをこめて目で合図した」と変わり、更に自供書6通目では「目で合図した」とだけ述べて、そこで交されたメッセージの内容については言及されなくなる。これが自白の展開時期の供述では、「顔を右後ろに振って合図した」という目を使った合図とは言えない単なる身ぶり的な動作を示した事になっている（9月27日付検面調書：検189号証）。

こうしてめまぐるしく供述の修正を図ってはいるものの、具体的に検討するとおよそ現実にはありえない目による合図についての供述は修正の仕様がなかったのであろう。こうした供述は、犯行にあたって共犯者とのやりとりを想像によって構

成したもの、体験性云々を検討する以前にリアリティに欠けており、余りに荒唐無稽な作話に過ぎない事を表している。

以上9月10日の自白生成時期の供述を検討しただけで、「Bの自白供述には若干の変遷はあるものの、それは火災から日数を経た事による記憶違いに過ぎず、犯行手順については概ね一致して供述している」などとその信用性を評価する事などおよそできない事が明らかである。自白生成時期のB供述は、犯行の骨格を成す事柄において数々の著しい変遷を有しており、そこに幾つもの逆行的構成が含まれている上に、現実的に考えると成立し得ないやりとりが供述されるなど、典型的な虚偽自白の特徴を示していると結論せざるを得ない。

【小括2】放火供述に見る逆行的構成

Bが自白に落ちた直後の9月10日のうちに記した自供書を丹念に検討すると、以下の諸点が明らかとなった。

[1] 1通目の自供書でAが犯行を持ちかける発言や、Bが車庫でガソリンを抜き取って火を付ける犯行手順などの内容が、その日のうちに大幅に改変されている。

改変後の供述は、火災当日Bが帰宅した後には一旦6畳間に上がった事など7月30日の否認時期の供述内容にしばしば合致の起源があり、その上に犯行手順を組み込んだ事が窺われる。

こうした変遷が短期間のうちに見られるという事は、Bが体験に基づいて犯行供述を行なっていたのではなく、犯人に紛して想像をはたらかせながら供述していた事、その結果不整合な供述を残してそれを改変した事を示唆する。

[2] 自供書の中には、「事前の犯行日の設定を雨の日にする」「事前に謀議をしながら、火災当日にふと犯行を思い立つ」「パンツ一枚になったのは被災者を装うため」など逆行的構成の疑いが強い数多くの供述が見受けられる。「手押しポンプの後始末に関する供述が欠落して、後から追加する」など時間の

経過を逆行的に遡って挿入する供述も目に付く。

この事は、Bが犯行時点の体験に基づいて想起しているのではなく、火災結果から考えて犯行を理屈で構成して供述していた事を、示唆している。

[3] 自供書内容を検討すると、「目で合図をする」「Sに口止め工作をした」「お互いに意思を了解し合うことなど考えられないBとAの会話」など、現実的に成立するとは思われない行為が幾つも見受けられる。

これらの供述は先行する犯行の筋書きに合わせて具体的行為の供述を創作したもの、現実的には成立し難い事が明らかになつたものと考える外ない。

[4] 自白に転じても、否認時期に既に見られた供述に、理屈の上で犯行を創作した供述が組み込まれるばかりで、秘密の暴露と言える供述は見られない。

つまり自供書に書き記された犯行の筋書きは、捏造可能な範囲内にある。

[5] 自供書の中には、真犯人ならば違いに敏感であるはずなのに「留守電か話中でした」と述べたり、取調べを受ける前の心境を回想する供述に弁護士のアドバイスを受けて心強かった」と供述したりするなど、被災者ならではの心境が見られる。

これは、Bが犯人に扮して供述を始めたものの、犯人の立場になりきれないまま体験に基づいて供述した被災者の心境が残滓的に表れたものとみなす事ができる。

これらの諸点から自白生成時期の自供書は、Bの体験に基づく供述とみなす事はできず、犯人に扮して不慣れながら犯行供述を始めたものの、要領がつかめないままに修正を重ねた供述とみなすのが妥当である。

*

*

*

ここまで分析で扱ったのは取調べ段階のB供述116通のうちの23通で、全体の2割に過ぎない。

本稿ではBが自白に落ちた9月10日当日の供述を扱ってきた。Bはその翌日になると一旦黙秘あるいは否認している。だがさらにその翌12日に再度自白を始め、それ以降公判が始まるまでの供述は、観念したかのように詳細で数多くの犯行供述を開いている。これら犯行供述の展開過程についての分析は次の機会としたいが、否認時期を含めたこれまでの供述を土台にして展開されているのである。

なお上告審で無期懲役刑が確定したAは大阪刑務所に、Bは大分刑務所に収監された。事件以降生き別れとなり、すでに成人したAの息子Sは、Aの無実を信じて弁護団が準備する再審請求に協力し始めたとのことである。

文献

- 脇中 洋 2003 大阪高等裁判所平成11年（う）第678号東住吉事件におけるB供述の心理学的鑑定
- 脇中 洋 2006 東住吉事件におけるB供述の分析－否認時期（1）－ 花園大学社会福祉学部研究紀要14. 33－58.
- 脇中 洋 2007 東住吉事件におけるB供述の分析－否認時期（2）、放火供述の生成プロセス（1）－ 花園大学社会福祉学部研究紀要15. 35－69.
- 山本登志哉他 2003 生み出された物語 目撃証言・記憶の変容・冤罪に心理学はどこまで迫れるか 北大路書房